

官

報

號外 昭和八年三月八日

○第六十四回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十三號

昭和八年三月七日(火曜日)

午後一時十六分開議

議事日程 第二十二號

昭和八年三月七日

午後一時開議

質問

一 中小商工業者救濟ノ爲産業組合

ニ對スル特典撤廃竝之力取締ニ關スル質問(磯部尙君提出)

二 競馬取締及改善ニ關スル質問(本田義成君提出)

三 長野縣下教育界竝青壯年層ニ現レタル極左檢舉ニ關スル質問(戸田由美君提出)

四 左傾運動取締ニ關スル質問(世

五 陸軍造兵廠東京工廠小倉市移轉ニ關スル質問(小池四郎君提出)

第六 正規軍兵士の待遇改定案(政府提出)

第七 大正二年法律第九號中改正法律案(裁判所管轄區域ニ關スル件)(政

府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 小作調停法中改正法律案(牧野賤男君外九名提出)

第九 借地借家調停法中改正法律案(牧野賤男君外九名提出) 第一讀會

第十 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外九名提出) 第一讀會

第十一 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外十名提出) 第一讀會

第十二 民事訴訟法中改正法律案(中野勇治郎君外九名提出) 第一讀會

第十三 度量衡法中改正法律案(山下谷次郎君外二名提出) 第一讀會

第十四 度量衡法中改正法律案(武知勇記君外五名提出) 第一讀會

第十五 度量衡法中改正法律案(野田文一郎君外一名提出) 第一讀會

第十六 簡易森林火災保險法案(小山邦太郎君外十七名提出) 第一讀會

第十七 營業収益稅法中改正法律案(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)(政府提出)

第十八 大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區割整理ニ件フ清算金ニ關スル件)(安藤正純君外五名提出)

第十九 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(宮川一貫君外五名提出)

第二十 鄉又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出)

第二十一 大正七年法律第四十三號中改正法律案(地種變更免租年期ニ關スル件)(木下成太郎君外十七名提出)

第二十二 原蠶種國家管理法案(胎中楠右衛門君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 古物商取締法中改正法律案(山本芳治君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(本多貞次郎君外一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(鵜澤宇八君外三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十六 衛生組合法案(野田文一郎君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十七 衛生組合法案(上田孝吉君外十四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十八 衛生組合法案(田中祐四郎君外六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十九 傳染病豫防法中改正法律案(野田文一郎君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(秋田清君) 諸君、諸般ノ報告ヲ致
サセマス
(書記官朗讀)
一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
衆議院議員磯部尙君提出中小商工業者救
濟ノ爲産業組合ニ對スル特典撤廃竝之力
取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員木下成太郎君外三名提出思想
問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員本田義成君提出競馬取締及改
善ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員牧山耕藏君提出朝鮮ノ鐵道政
策ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員戸田山美君提出長野縣下教育
界竝青壯年層ニ現レタル極左檢舉ニ關ス
ル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員世耕弘一君外一名提出左傾運
動取締ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員中川觀秀君外一名提出米國布
哇及加州各港ニ於ケル日本船員ニ對スル
不法檢疫ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員中川觀秀君外一名提出高級船
員養成ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對スル
答辯書
(以上三月七日受領)

中小商工業者救濟ノ爲産業組合ニ對スル特典撤廢竝之力取締ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和八年一月十四日

提出者 磯部 尚

中小商工業者救濟ノ爲産業組合ニ對スル特典撤廢竝之力取締ニ關スル質問主意書

商工大臣農林大臣ニ對スル質問

近時中小商工業者ノ疲弊困憊其ノ度ヲ極ム其ノ素因ニシテ足ラスト雖産業組合ノ進展ト壓迫トニ因ル所甚大ナルモノアリ産業組合モ商工業者ト齊シク利潤ヲ目的トスル營業團體ナルニ國家ハ之ニ偏頗ナ爾擁護ヲ與ヘ之力保護助成ニ努ムル力爲ニ國家ノ中堅タル中小商工業者ヲ驅テ自然没落ノ道程ヲ辿ラシム政府ハ公正ノ觀念ニ立脚シ産業組合ニ對スル不合理偏頗ナル特惠ヲ撤廢シ中小商工業者ト産業組合ト全ク平等ナル立場ニ於テ自由ノ經濟戰ヲ行ハシムヘキ時期ニ到達シタリト思惟セサルヤ

農林大臣ニ對スル質問

政府ハ近時購買組合及購買組合聯合會カ

自主的相互扶助ノ機闘タル本分ヲ忘レ盛ニ不正競争ヲ敢テシ市價ヲ擲亂シ商取引ヲ阻礙シツツアル不當背法ノ行爲ニ對シ何故ニ之カ取締ヲ勵行セサルヤ

政府ハ現在購買組合及購買組合聯合會力農家ニ對シ一般肥料業者ヨリモ、ヨリ廉價ニヨリ良キ肥料ヲ配給シ居レリト思惟スルヤ

大藏大臣ニ對スル質問

政府ハ公租公課ヲ免除スル産業組合、商業組合ノ進展ハ中央、地方ニ亘リ中小商工業者ノ營業ヲ衰微セシメ其ノ結果國家ノ財政上ニ及ホス影響ノ甚大ナルモノアリ更ニ中小商工業者力配給上ノ圓滑ヲ期スル爲消費スル運輸、電信、電話料等國

庫財源ニ寄与スル點ニ於テ漸次大ナル缺陥ヲ釀シツツアルコトヲ如何ニ考慮スル

右及質問候也

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員磯部尙君提出中小商工業者救濟ノ爲産業組合ニ對スル特典撤廢竝之力取締ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員磯部尙君提出中小商工業者救濟ノ爲産業組合ニ對スル特典撤廢竝之力取締ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

一、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

三、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

四、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

五、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

六、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

七、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

八、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

九、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十一、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十二、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十三、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十四、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十五、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十六、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十七、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十八、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

十九、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十一、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十二、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十三、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十四、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十五、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

二十六、商工大臣、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

一方策トシテ産業組合及其ノ系統機關ヲ中心トセル施設ヲ實施シツツアル次第ナルガ其ノ經過ヲ觀ルニ肥料ノ品質ノ適正、價格ノ公正ヲ期スル上ニ於テ大體所期ノ目的ヲ達成シツツアリト思考ス

三、大藏大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

産業組合及商業組合ヲ營利團體ト同様ニ取扱フコトハ妥當ナラズ此等團體ニ對シテハ其ノ性質ニ鑑ミ適當ナル保護ヲ加フルノ必要アリト雖他面之ガ中小商工業者竝ニ國家財政ニ及ボス影響等ニ付テハ政府ハ篤ト實情ヲ調査シタル上適當ノ措置ヲ講ズベシ

右及答辯候

衆議院議員磯部尙君提出中小商工業者救濟ノ爲産業組合ニ對スル特典撤廢竝之力取締ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

日蘇不可侵條約ノ實現ヲ見レハ彼此ノ交通頻繁ナル點ニ思的交渉亦一層ノ利便ヲ生スヘクスケテ我邦ノ思想界ニ新變ノ因ヲ釀スコトナキヤフ處ル

右ニ對スル齋藤内閣總理大臣及内田外務大臣ノ所見如何

ノ思想問題ニ關スル質問ニ對シ齋藤内閣總理大臣、鳩山文部大臣、荒木陸軍大臣、大角海軍大臣、永井拓務大臣ノ爲

セラ答辯ヲ聽クニ何レモ質問者ト等シク日本ノ建國精神、教育勅語、軍人勅諭ノ御趣意ヲ以テ國民乃至軍隊ノ教化ヲ圖ルヘシト言ヘルハ本員亦感ヲ同シウスル所ニシテ日本人タルモノハ忠孝ノ大道ニ則リテ一切ノ行動ヲ規制スヘキハ勿論ナルモ只如何ニシテ教育勅語、軍人勅諭ノ御趣意ヲ奉體スレハ人心安定シムヘキカ其ノ教育方法ノ具體策ニ關シテハ未タ政府ノ所信ヲ聽ク能ハサリシハ甚夕遺憾ナリ

克ク日本建國精神、教育勅語、軍人勅諭ノ御趣意ヲ奉體スレハ繁榮セシムヘキハ疑ナキ所ナリ然ルニ思想問題ヲ生シタルハ其ノ教育方法ニ於テ缺ク所アリシニ非スヤニ對スル政府ノ成案如何

我力金融無缺ノ國體ヲ繁榮セシムヘキハ

惟フニ思想界混亂ノ現代日本ニ於テ獨り軍隊ト司法官乃至警察官トハ盡忠至誠ノ精神ト堅實ナル組織網トヲ以テ世界ニ誇負セル所ナリシモ嚮ニハ所謂五・一大臣、外務大臣、内務大臣、司法大臣、文部大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

一、頃者日蘇兩國間ニ不可侵條約締結ノ可否ニ關シ說ヲ爲ス者アリ而シテ過般本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

三、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

四、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

五、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

六、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

七、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

八、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

九、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十一、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十二、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十三、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十四、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十五、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十六、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十七、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十八、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

十九、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二十、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二十一、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二十二、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二十三、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二十四、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

二十五、農林大臣ニ對スル質問ニ對スル答辯

本員ハ主トシテ思想問題ニ關スル内閣總理大臣、外務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ對シ左ノ質問ヲ爲サムト欲ス

リスノ如キハ獨り今回ノミナラス過去ニ於テ又現任教授中ニモ我國體ト相容レス或ハ軍隊ヲ蔑視シ或ハ國民思想ヲ軟化シ惡化セシムルカ如キ思想ヲ抱懷シテ之ヲ言論ニ表ハシ青年學生延テハ社會民心ニ惡影響ヲ及ホシツツアル者アリ爲ニ一部ノ論者ハ帝大經法文學部ヲ以テ日本赤化ノ總本山ナルカ如ク呼稱シ其ノ廢止ヲスト主張スル者アリ以上ノ如ク其ノ統督スル部下ヨリ恐ルヘキ思想的犯罪者ヲ輩出シ或ハ危險ナル言論ヲ爲シツツアルニモ拘ラス之カ統督者ニ於テ何等責任ヲ感セサルカ如キ態度ヲ爲シ且之カ防止策ニ關シ何等眞實ナル具體策ヲ示サシテ果シテ言フカ如キ建國精神ヲ發揮セシメ勅語、勅諭ノ御趣旨ニ副フヘキ教化教養ヲ爲シ得ヘキヤ嗟嘆ナキ能ハス是等ニ對スル政府ノ所見如何

五箇條ノ御誓文ニハ「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」トアリ今智識ヲ世界ニ求メムトシテ帝國大學ヲ造リ畏レ多クモ却テ皇基ヲ危キニ陥シ入ルルハ果シテ日本建國ノ精神ヲ發揮シタリト言フヲ得ヘキカ教育勅語ニハ「我大臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此我國體ノ精華ニシテ教育ノノミ主張シテ義務ヲ行ハス不忠不孝ヲレ惡ヲ爲セハ之ヲ社會ノ罪ニ歸シ權利ノノミ主張シテ義務ヲ行ハス不忠不孝ヲ以テ利ヲ計リ勞資相争ヒテ醜態ヲ演スルノ思想瀰漫セルハ果シテ我國體ト相容ルルト言フヘキカ此ヲ以テ教育ノ淵源ヲ得タリト言フヘキカ更ニ勅語ニ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シトアリ今學校ニ入リテ思想惡化スルハ教授ニ當テ聖旨ヲ奉體シタル者ト言フヘキカ又勅語ニ「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵

ヒ」トアリ今公益ヲ害シ世務ヲ塞キ國憲ヲ棄リ國法ニ悖ル徒群ヲ爲スハ畏レ多クモ我國體ノ醇風美俗ニ對シ何奉リ又我等カ祖先ノ醇風美俗ニ對シ何顏アツテ政府ハ文教ノ任ニ當ルヤ文教ノ振興ハ皇道政治ノ第一義ニシテ國家萬年ノ大計ナリ此處ニ政府ノ成案ヲ聽カサルヘカラス

龜山文部大臣ハ一月二十三日貴族院ニ於テ二荒伯爵ノ質問ニ答辯シテ「私ハ明治大帝ノ賜ハリマシタ教育勅語ハ、若シ之ヲ外國人ニ讀マシタナラバ理解ハ出來ナイケレドモ此教育勅語ハ日本人ニシテ初メテ能ク了解スルコトガ出来ルノデアリマス」ト申サレタリ勅語ニハ「斯ノ道ハ……之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」ト仰セラル本員ハ勅語ノ大精神ハ古今東西恒常ノ真理ニシテ内外ノ別ナシト考フ文部大臣ノ見解如何

更ニ文部大臣ハ「今日ノ思想界ノ弊風ヲ無クナスニハ教育勅語ノ大精神ヲ教育ノ力ニ依リ、或ハ一般ノ協合シタル努力ニ依ツテ本ニ返スト云フコトガ、非常ナ效果ヲ挙ゲルノデハナイカ知ラシム」ト申サレタリ本員ハ眞ニ教育勅語ノ大精神ヲ揚ケテ之ヲ危險思想ノ上ニ加フレ猶猶ノ火ヲ消スカ如シト考フ文部大臣ノ見解如何

又一月二十六日貴族院ニ於ケル加藤政之助氏ノ質問ニ對シ龜山文部大臣ハ「學校ノ總テノ學科擔任教師ヲシテ學生徒ノ思想善導ヲ行ハシムル方針ナリ」トノ意ヲ答辯シタリ總テノ教師ヲ研究セル教師ヲ各學校ニ配屬スルハ

ナラサルニ出ツト察ス若今日ニ於テ一旦翻然トシテ國體精神ノ涵養發揮ノ方法ニ轉シ方法ヲ誤ルコトナクムハ大勢カラムコトヲ期シテ居リマスケレドモ、防遏ハ極メテ困難ナコトデアリマス」ト申サレタリ此ハ現下ノ思想界ニ對シ政府ハ完全ナル文教擔當ノ力ナシトノ謂ナルカ總理大臣ヨリ自信ナク成算ナクシテ天下ノ民ニ人心安定ヲ大呼スルトモ何ノ益カ之有ラム更ニ總理大臣ハ「今後モ益、政治、教育、其他各方面ニ於テ、思想ノ善導ニ努力シ、不祥事ノ根絶ヲ期シタイト思ヒマス」ト述ヘラレタリ政府ハ果シテ如何ナル對策ヲ施設シ抱負セラルヤ本員ノ切ニ聽カムト欲スル所ナリ大東文化基ヲ振起スル爲既ニ東洋政治學ナル新學科ヲ創設實施シ居レリ之ニ對スル内閣總理大臣ノ見解如何

要之政府ハ完全ナル文教擔當ノ成案ヲ有スルヤ

先日ヨリノ總理大臣又文部大臣ノ口調ヨリ察スルニ政府ハ日本建國精神、教育勅語、軍人教諭ノ大精神ヲ以テスルモ猶且思想問題ヲ解決スルニ足ラスト思料スルヤ我國ハ建國以來三千年日本國體精神ヲ以テ元寇ノ如キ明治維新ノ如シテ思想善導ヲ行フ能力ヲ與ヘ方法ヲ整一ナラシメ以テ之ヲ指導スル思想主任教師トシテ我國體ニ醇化セル儒學ヲ研究セル教師ヲ各學校ニ配屬スルハナリト信ス文部大臣ノ見解如何

四 文部省ハ嚮ニ精神文化研究所ヲ設置シテ以テ古典教育ヲ研究セシメ健實ナル研究生ヲ養成シテ國民精神涵養ニ資スル所アラムトスルカ如キモ多數ノ直轄專門學校等ニ於テ赤化主義著ヲ頻出シツツアル現狀ニ於テ果シテ右研究所ノ實效ヲ擧ケ得ルヤ否ヤ大ナル疑ナキ能ハス由テ文部省ハ右研究所ト相俟テ今一段ト古典教育ノ普及徹底ヲ圖ルノ意思ナキヤ

例之中學校女學校實業學校ハ勿論高等專門學校ニ於テ漢文、國語、歴史等ノ科目ニ力ヲ注ギ利便主義教育ヲ排シテ鍛錬主義教育ニ依リテ生徒學生ノ精神發奮ノ方法ヲ講スヘシ

右ニ關シ文部大臣ノ所見ヲ問フ

本質問ニ對シテハ書面ヲ以テ答辯アラムコトヲ望ム

ルヲ要ス故ニ之ヲ陸軍省ニ移管シテ其ノ改善發達ヲ期スルヲ至當ナリト信ス
之ニ對スル農林大臣ノ所見如何

二、昭和二年中山競馬俱樂部理事長肥田金一郎ハ時ノ農林大臣山本悌二郎閣下
ニ陳情書ヲ提出セリ該陳述書ハ神戸市

乾新兵衛ト中山競馬俱樂部トノ醜關係
ヲ具陳シ縷々其ノ俱樂部成立ニ關スル
不法不正ヲ摘出シ乾新兵衛ト其ノ一黨
カ如何ニ惡辣不法ナルカヲ詰ツテ密ニ
俱樂部關係ヨリ乾ト其ノ一黨ヲ追出サ
ムト相謀リタルモノノ如ク或ハ「神戸
市乾新兵衛氏ハ其ノ金融事業ノ目途ニ
依リ隱然同俱樂部ニ因縁ヲ生シタルモ
ノニ有之而モ其ノ隱然タル因縁ハ俱樂
部定款ノ明文ニ違反セル行為ニ基因ス
云々」或ハ「醜聞續出シテ遂ニ心アル
世人ヲシテ同俱樂部ヲ解散スルニ若カス
トマテ思ハシメ所謂小人玉ヲ抱イテ
罪アリ云々」或ハ「乾氏カ會員ヲ整理シテ
其ノ入退會ヲ爲サンシタルハ全然一時
ノ便宜ニ基ケルコトニ係リ唯其ノ結果
ノ良好ナル場合ニ於テノミ暫ク主務官
廳モ之ヲ默認セラレタルモノ」ト記シ

主務官廳タル農林省カ中山競馬俱樂部
ニ對スル監督ノ嚴肅ナラサル點迄モ暴
露セリ斯ル陳情書ヲ一度農林省ニ提出
シタルコトアル肥田カ其ノ後乾ト其ノ
一黨トノ間ニ特種ノ諒解ヲ得タルト見
エ現在ニ於テハ乾ノ走狗ノ如ク番頭ノ
如ク而モ同俱樂部理事長ノ地位ニ居ル
ハ社會正義ノ見地ヨリスルモ許スヘカ
ラサルモノナリ尙之ト同時ニ其ノ虛偽
ヲ默過スル當局ノ措置ニ付テハ吾人ハ
疑念ヲ抱カサルヲ得ス之ニ對スル農林
大臣ノ所見如何

三、競馬俱樂部會員ノ入會及退會ハ最
モ嚴正公平ナラサルヘカラス然ルニ
前項ノ陳情書ノ一節ニモアル如ク中山
俱樂部ノ會員ノ入會ハ一ニ乾一派ノ

龍斷ニ依リ總テ乾一己ノ利益トナル
會員ノミヲ入會セシメ俱樂部自體
ノ利益トナル會員ハ一名モ入會セシ
メス以テ乾ノ利益ノ會員ノミヲ其儘今
日迄認メ置クハ不當ナラスヤ而モ理事
長肥田金一郎ハ右ノ不正不當ナル事實
ヲ默認シテ何等恥チサルハ不都合モ甚
シキ措置ニシテ到底嚴正公平ハ期シ難
シ農林當局亦之ニ對シ何等彈壓ヲ下サ
シシテ之ヲ放置スルハ其ノ責任重大ナ
リト信ス之ニ對スル農林大臣ノ所見如何

四、競馬施行ニ依ル俱樂部ノ收得金用
ニ關シテハ當然主務官廳ノ許可ヲ受ク
ヘキモノナルニ昭和四年春中山競馬俱
樂部理事橋本信次郎退會ノ際ニ於テ其
ノ功勞金トシテ金四萬圓ヲ不當ニ支出
シテ之ヲ隠蔽セリ然ルニ農林當局ハ漸
ク昭和七年十一月ニ至リ此ノ事實ヲ發
見シ單ニ理事長ノ名ニ於テ之ヲ補填セ
シメ以テ之ヲ糊塗セリ斯ル不法ナル行
爲ヲ爲セル者ヲシテ理事長ノ重要職務
ヲ續行セシムル農林當局ノ措置ハ許ス
ヘカラサルモノナリト信ス農林大臣ノ
明答ヲ求ム

五、斯ル不法不正ナル行爲アルニ拘ラス
農林當局ノ監督行届カサル原因ハ農林
省カ其ノ退官セル者ヲ競馬俱樂部ニ採
用セシムルヨリ生スル私緣關係ノ弊ニ
シテは綱紀肅正上由シキ重大問題
ナリト信ス之ニ對スル農林大臣ノ所見如何

六、競馬ノ審判ハ嚴正公平ニシテ決シテ
私心ヲ挾ムヘカラサルモノナルニ昭和
七年秋季中山競馬會第三日即チ十一月
二十一日ノ第六速歩競走ニ於テ一著セ
ル「ジュウライ」號ノ失格問題ヲ惹起シ
タルコトアリ此ノ競走ニ於ケル「ジュ
ウライ」號ノ一著ハ絶対正當ニシテ觀
衆競場一人トシテ其ノ失格ヲ是認スル
者ナカリキ然ルニ俱樂部理事者ハ遂ニ
失格ヲ確定シ大眾ノ種種ナル抗議ニ對
シテハ不當ニモ遁辭ヲ以テ葬リ一時ヲ
メス以テ乾ノ利益ノ會員ノミヲ其儘今
日迄認メ置クハ不當ナラスヤ而モ理事
長肥田金一郎ハ右ノ不正不當ナル事實
ヲ默認シテ何等恥チサルハ不都合モ甚
シキ措置ニシテ到底嚴正公平ハ期シ難
シ農林當局亦之ニ對シ何等彈壓ヲ下サ
シシテ之ヲ放置スルハ其ノ責任重大ナ
リト信ス之ニ對スル農林大臣ノ所見如何

七、以上ノ如ク現在ニ於ケル競馬界ハ理
事者自ラ公然不法不當ナル行爲ヲ敢テ
シ農林當局亦取締嚴ナラサルヲ以テ其
ノ腐敗モ甚シ故ニ本員等ハ競馬ノ改善
及嚴正ナル監督ヲ痛感スル所以ナリ若
之ヲ現時ノ儘放置セムカ競馬法ノ精神
ハ全く有名無實ニ終リ延てハ國家ノ安
寧秩序ヲ保持スル能ハサルヲ以テ寧ロ
競馬法ヲ廢止スルヲ適當ナリト信ス之
ニ對スル農林大臣ノ所見如何

右及質問候也

昭和八年三月七日

内閣總理大臣子爵齋藤實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員本川義成君提出競馬取締及改
善ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
〔別紙〕

衆議院議員本川義成君提出競馬取締及改
善ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

一、競馬俱樂部ノ組織及競馬ノ施行ニ付
テハ競馬法ニ基キ嚴正公正ナル監督ヲ
爲シ居レリ而シテ其ノ所管ニ付テハ現
行通リヲ適當ナリト認ム

二、昭和二年中山競馬俱樂部常務理事タ
ル肥田金一郎ヨリ陳情書ノ提出アリタ
ルハ事實ナルモ俱樂部會員ノ入退會及
キ點無ク又當局ニ於テ虚偽ヲ黙過シタ
ル事實ナシ

三、競馬俱樂部ハ民法第三十四條ニ依ル
公益法人ニシテ之ニ對シ競馬法ニ依ル
競馬施行ノ許可アリタルモノナルヲ以
テ現行ノ競馬法及民法上ヨリ觀レハ會
員ノ入退會ニ付テハ俱樂部ノ自治ニ任
スヲ建前トスルモ競馬法ノ趣旨ニ鑑ミ
俱樂部事業ノ遂行ニ付テハ常ニ嚴重ナ
ル監督ニ努メ其ノ圓滿ナル發達ヲ期シ
ツツアリ

四、俱樂部退職理事ニ對スル慰勞金假拂
ノ件ニ付テハ當局ニ於テ俱樂部ノ會議
検査ヲ爲シタル結果右假拂ノ事實ヲ發
見シタルモノニシテ其ノ不當支出ナル
コトヲ認メタルヲ以テ理事者ノ責任ニ
於テ之ヲ補填セシメ且嚴重ナル注意ヲ
加ヘテ其ノ將來ヲ戒飭シ置キタリ

五、競馬但樂部ノ役職員中ニハ農林省其
ノ他官廳ノ職員タリシモノアルモ右ハ
競馬ニ關スル知識經驗ヲ有スル爲俱樂
部ノ囑望ニ依リ其ノ職ニ轉シタルモノ
ニシテ之力爲私緣關係ニ依リ監督上ニ
累ヲ及ホシタルカ如キ事實ナシト認ム

六、速歩競走ニ於テハ競走中駆歩ニ依リテ
速度ニ利益ヲ得タル馬ハ勝馬タルノ資
格ヲ失フコト竝ニ右審判ハ開催執務委
員長、馬場取締、決勝審判係、走路審判
係等ヲ以テ構成スル審判機關ノ決定ス
白ニ規定スル所ナリ本件「ジュウライ」
號失格ノ決定ハ觀衆ヨリ數百米遠方ニ
在ル走路審判係ガ其ノ目前ヲ通過スル
「デユウライ」號ニ付判定シタル所ニ基
クモノニシテ結局正規ノ機關ニ依リ決
定シタル上ハ之ヲ是認スルノ外ナキモ

ノトス

七、競馬ノ監督ニ付テハ競馬法ノ精神ニ
基キ從來ヨリ嚴正公平ナル監督ヲ爲シ
來レルモ競馬事業ノ隆盛ニ伴ヒ益其
ノ監督ニ留意スルト共ニ競馬ノ改善ヲ
圖リ競馬法ノ立法趣旨ヲ發揮スルニ努

有及答
昭和八年三月七日

朝鮮ノ鐵道政策ニ關スル質問主意書

右成規ニ據り提出候也
昭和八年二月十七日

提岀者 牧山 耕藏

第一 東洋ノ平和ト帝國ノ安寧ヲ維持
ル上ニ於テ如何ニ朝鮮カ重大ナル使

テ有スルカハ今更喋喋ノ要ナク満洲
新興ノ今日更ニ朝鮮ノ產業開發上將

國防上交通ノ普及發達ノ必要ナルハ
ヲ須フルヲ要セサル所ニシテ現下世界

大勢ノ推移ヨリシテ愈益其ノ必要ヲ感スルハ敢テ識者ヲ俟ツ迄モナキ所

此ノ見地ヨリシテ第五十一回議會貴族院及衆議院ニ提出セラレタル左

建議案ニ對シ政府ハ如何ナル考慮ヲ以ヒ如何ナル研究ヲ爲シタルカ

一 大正十五年第五十二回議會貴族
二 提出セラレタル建議案(本會議、議

場一致可決

淺田 德則 男爵福原 俊之
山之内 一次 西久保弘次

贊成者 佐竹 三吾

公爵近衛 文麿 外三十七名

朝鮮ニ於ケル産業ノ振興文化ノ開發
國防及警備ノ爲更ニ一層鐵道ノ普及及
ル建議

右建議ス	進ヲ圖ルハ頗ル緊要ノ事タリ依テ政府ハ速ニ鐵道網ノ調査ヲ完了シ之カ敷設ノ計畫ヲ樹立スルト共ニ私設鐵道ノ助長發達ニ付適切有效ナル方策ヲ講セラレムコトヲ望ム									
	ニ提出セラレタル建議案（各派聯合提出、日程ニ上リタルモ議決ニ至ラス）									
提出者	牧山 耕藏	川原 茂輔	山本条太郎	箕浦 勝人	野田 俊作	松田 源治	松山常次郎	高木益太郎	湯淺 凡平	河崎助太郎
贊成者	元田 肇	外百四十五名	佐藤 潤象	田中 謙	横山金太郎	本多貞次郎	西英太郎	高木益太郎	湯淺 凡平	河崎助太郎
反対者	元田 肇	外百四十五名	横山金太郎	本多貞次郎	西英太郎	高木益太郎	高木益太郎	高木益太郎	高木益太郎	高木益太郎
主張	朝鮮ニ於ケル鐵道ノ普及促進ニ關スル建議	東洋現下ノ情勢ニ鑑ミ朝鮮ノ統治國防警備產業ノ振興文化ノ開發上朝鮮ニ於ケル鐵道ヲ普及促進セシムルノ要アリ政府ハ速ニ左記數項ヲ實行セラレムコトヲ望ム	朝鮮ニ於ケル樞要ナル鐵道ハ國有ト爲スノ根本方針ヲ樹立シ樞要ナル私設鐵道ハ漸次之ヲ買收スルコト	朝鮮ニ於ケル鐵道敷設ニ關スル法律ヲ制定シ豫算ノ確定セル既定計畫ノ外略二千哩ノ鐵道敷設ヲ今後十八年以内ニ完成スヘキ計畫ヲ確立スルコト	現行朝鮮私設鐵道補助法ノ八分補給ヲ改善シ未成線ノ速成ヲ圖ル	大正十五年第五回議會衆議院ニ提出セラレタル建議案（各派聯合提出、日程ニ上リタルモ議決ニ至ラス）	大正十五年第五回議會衆議院ニ提出セラレタル建議案（各派聯合提出、日程ニ上リタルモ議決ニ至ラス）	大正十五年第五回議會衆議院ニ提出セラレタル建議案（各派聯合提出、日程ニ上リタルモ議決ニ至ラス）	大正十五年第五回議會衆議院ニ提出セラレタル建議案（各派聯合提出、日程ニ上リタルモ議決ニ至ラス）	大正十五年第五回議會衆議院ニ提出セラレタル建議案（各派聯合提出、日程ニ上リタルモ議決ニ至ラス）

第一 然ルニ政府ハ以上ノ建議アリタル
ニ拘ラス議會ノ協賛ヲ經タル朝鮮國有
鐵道ノ所謂十二年計畫ナルモノノ年度
割二千五百萬圓ハ實施後幾何モナク半
減セラレ昭和七年度ニ於テ僅ニ三百萬
圓ヲ復活シ年額千五百五十萬圓ヲ計上
シタルノミニテ爲ニ十二年計畫ノ根本
ハ破壞セラレ滿洲國新興ノ今日尙依然
トシテ姑息ナル建設ニ甘ムスルカ如キ
ハ餘リニ朝鮮ヲ輕視シ日鮮併合ノ詔勅
ノ御趣旨ニモ反スルモノト謂フヘキモ
ノニシテ政府ハ斯ノ如キ狀況ヲ以テシ
テ尙且國防上及產業上遺憾ナシトスル
カ如何

政府ハ或ハ十二年計畫ハ後年度ニ於テ
年度割ヲ増加シ既定年度内ニ完成スヘ
シト謂フヘキモ這ヘ一ノ詭辯ニシテ後
年度ニ於テ朝鮮ノ鐵道建設費トシテ年
額五千萬圓乃至六七千萬圓ヲ支出スル
ト謂フカ如キハ事實不可能事ナリト認
ム

更ニ政府ハ昭和七年度ニ於テ約七億圓
又本年度豫算ニ於テ約十億圓ノ公債ヲ
發行シ非常救濟又ハ軍備整備ヲ斷行セ
ムトスル今日僅僅一千萬圓乃至二千萬
圓ノ支出ヲ吝ミ朝鮮ニ於ケル緊要ナル
施設ヲ怠ルカ如キハ餘リニ首尾ニ専ラ
ニシテ肝要ナル中央部ヲ無視スルモノ
ナリ之ヲ人口ノ割合ヨリスルモ内地六
千萬ニ對シ朝鮮一千萬ナルヲ以テ彼此
權衡ヲ失スルモノト思ハサルカ之ニ對
スル政府ノ所見如何

第三 政府ハ右兩院ノ主張ニ基キ朝鮮ノ
私設鐵道中ノ全部又ハ一部ヲ買收スル
意思アリヤ

朝鮮ニ於ケル私設鐵道ハ内地私鐵トハ
趣ヲ異ニシ國有線代行ノ使命ヲ有スル
モノナルヲ以テ政府ハ適當ノ時機ニ於
テ之ヲ買收スヘキハ當然ノ措置ニシテ
既ニ今日迄モ一二三線路ノ買收ヲ實施シ

來レリ蓋是レ其ノ根本方針ニ從フモノ
ナルハ勿論更ニ年年八分ノ補助ハ五分
若ハ夫レ以下ノ低利ナル交付公債ヲ以
テ買收シ得ヘク政府ハ其ノ間三分若ハ
夫レ以上ノ支出減ヲ爲シ得ルノミナラ
ス產業上ヨリスレハ私鐵運賃ハ國有線
ノ倍額以上ニシテ之ヲ國有ニ移スコト
ニ於テ運賃ハ半減セラルノミナラス
更ニ國有線ノ遠距離低減法ニ依リ一層
低減シテ產業ノ開發ニ貢獻スルコト偉
大ナルヘク更ニ又年年不足ヲ告クル虞
アル法定ノ補助金不足ノ補充トモナル
ヘク所謂一舉三得ノ利アリ然ニ政府
ハ之ニ對シ未タ何等提案ナキ理由如何
第四 更ニ政府ハ第五十回議會ニ於ケル
貴族院豫算委員會左記希望決議、第五
十一回議會ニ貴族院兩院ニ提出セラレタ
ル第一項ノ建議案末項、第五十二回議
會衆議院ニ提出セラレタル左記法律案
ニ付如何ナル考慮ヲ拂ヒ又ハ研究シタ
ルコトアリヤ

一 大正十四年第五回議會貴族院ニ
於ケル大正十四年度豫算案ノ委員會
希望決議

私設鐵道ノ發達普及ヲ圖ルハ朝鮮開
發ノ爲極メテ緊要ナリ而シテ現行法
ニ依ル補助ノ方法ヲ以テシテハ豫期
ノ目的ヲ達スルコト困難ナリト認メ
ラルルヲ以テ政府ハ更ニ調査ノ上適
切ナル方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

二 昭和二年第五回議會衆議院ニ
提出セラレタル朝鮮私設鐵道補助法
中改正法律案（政友會及民政黨ヨリ
同一法律案提出、委員會兩案併合滿
場一致可決、本會議審議未了）

提出者

本田 義成 秋田寅之介

賛成者 志賀和多利 松山常次郎

提出者

荒川 五郎

高木益太郎

大島 要三

服部 英明

大津淳一郎

鷲崎米太郎

牧山 耕藏

大園榮三郎

佐藤 潤象

寺田 市正

湯淺 凡平

贊成者 斯波 貞吉 外百四十九名

朝鮮私設鐵道補助法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ拂込資本金ニ對シ

ル益金ノ百分ノ二ヲ限度トシ會社ノ

毎營業年度ニ於ケル益金ノ二分ノ一

ハ之ヲ益金ヨリ控除ス

第五 条以上ノ如ク朝鮮ノ鐵道問題ニ對シ

テハ第五十回議會以來第五十二回議會

ニ涉ル三箇年間貴賛兩院ハ之ヲ重要問

題トシテ屢次議論又ハ建議ヲ爲シ其ノ方

針ヲ瞭ニシ居レリ然ルニ當局者ハ全然

之ニ耳ヲ藉サス机上ニ放擲シテ顧ミサ

ルカ如キ實績アルハ院議ヲ無視シ輿論ヲ闇却シタルモノト謂フモ敢テ過言ニ

非ス政府ノ所見如何

第六 朝鮮私設鐵道中ノ重ナル朝鮮鐵

道、京南鐵道及金剛山電氣鐵道ノ三社

ハ一二年後ニ補助期間満了スト聞ク然

ルニ政府ハ未タ議會ニ之カ改正案ヲ提

出シ居ラス内地ノ私設鐵道ハ收益第一

主義又ハ各地方地方ノ利害ニ依リ其ノ地

方ノ人士方主トナリ敷設セラレタルモノ

ナレトモ朝鮮ノ私設鐵道ハ然ラス政府

豫算ヲ以テシテハ急速ニ豫定ノ敷設ヲ

爲シ能ハサルカ爲特ニ有利ナル條件ヲ

以テ内地資本家ヲ勧シテ敷設セシメ

所謂國有鐵道ノ代行者タラシメ將來漸

次之ヲ買收スル目的ヲ以テ遂行シ來リ

タル所ナリ現ニ朝鮮ニ於ケル私設鐵道

ノ實際ヲ見ルニ昭和七年十二月末ニ於

ケル資本及株式ノ狀況ハ左ノ如シ

タル所ナリ現ニ朝鮮ニ於ケル私設鐵道

ノ實際ヲ見ルニ昭和七年十二月末ニ於

ケル資本及株式ノ狀況ハ左ノ如シ

タル所ナリ現ニ朝鮮ニ於ケル私設鐵道

ノ實際ヲ見ルニ昭和七年十二月末ニ於

ケル資本及株式ノ狀況ハ左ノ如シ

タル所ナリ現ニ朝鮮ニ於ケル私設鐵道

ノ實際ヲ見ルニ昭和七年十二月末ニ於

ケル資本及株式ノ狀況ハ左ノ如シ

ニ非ス當局ノ懲憲ニ依リ補助ニ意ヲ安

ムシテ投資シタルモノナルコトヲ窺知

スルニ足る況ヤ歷代ノ當局亦屢補助ヲ

明言シ期間延長モ亦已ムナキモノナリ

トノ意見ヲ洩シ居ル所ナルニ拘ラス時

期切迫ノ今日尙提案ノ模様ナキハ如何

ナル所見ニ基クカ

第七 政府ニ於テ若現行朝鮮私設鐵道補

助法改正ノ意思アリトセハ其ノ滿期ニ

對スル延長期間ハ凡ソ幾何トスル意ナ

ルカ將又補助率又ハ補助方法等ニ付テ

如何ナル意見ヲ有シ居ルヤ

内地ニ於テハ政府補助ノ外會社ハ自己

ノ收益中百分ノ二迄ハ補助ニ加ヘテ配

當ヲ爲スコトヲ得ト規定セラレ即チ七

分ノ配當ヲ爲スコトヲ得北海道ニ於テ

ハ大正九年八月法律第五十六號（北海

道拓殖鐵道補助ニ關スル法律）及大正

十一年四月勅令第百九十七號（昭和二

年勅令第二百六十六號改正）ニ依リ左

記ノ補助ヲ設ケ居レリ

大正十一年四月勅令第百九十七號

（北海道ニ於テ經營スル地方鐵道

及軌道ノ補助ニ關スル件）

第一條 北海道ニ於テ經營スル地方

鐵道又ハ軌道ノ每營業年度ニ於ケ

ル益金カ建設費ニ對シ年八分ノ割

合ニ達セサルトキハ大正九年法律

第五十六號ニ依リ其ノ不足額ヲ補

給スルコトヲ得但シ補助金ハ建設

費ニ對シ年九分ニ相當スル金額ヲ

助ト合セ九分ノ補給ヲ認ヌ居レリ然ル

ニ朝鮮ハ八分ノ釘付ニシテ若會社カ缺

損シタル場合ハ八分以下トナルヘキコ

トアルモ八分以上トナルコトハ全然爲

道以下ノ補助ニテ十分ナリト認ムルヤ
如何

第八 朝鮮私設鐵道ノ補助ハ大正七年從來六

分ナリシモノヲ七分ニ増加シ更ニ大正

八年之ヲ八分ニ改正シタルモノニシテ

其ノ主旨ハ一一朝鮮ノ開發即チ國有線

ノ代行タラシメト欲スルニ外ナラス

補助法カ内地ノ夫レト異ル所以ノモノ

蓋故ナキニアラス抑朝鮮ノ如キ必要ナ

ル未開地ノ鐵道ヲ内地ト同一視シ單ニ

其ノ收支狀況ノミヲ以テ云々スルカ如

キコトアリトセハ認識ノ不足モ亦甚シ

キモノニシテ鐵道ニ依ル未墾地ノ開拓

產業ノ發達生産ノ增加等ヲ參酌シテ以

テ立論スヘキハ言ヲ俟タサル所ナリ

此ノ見地ヨリシテ朝鮮ノ私鐵ハ適當ノ

時機ニ於テ順次買收シテ國有ニ移スヘ

キハ勿論ニシテ之カ補助ノ如キモ大ニ

考慮ヲ加ヘサルヘカラサル所ナリ假ニ

近キ將來ニ於テ低金利時代到來ノコト

アリトシテ萬一八分ノ補助ヲ一舉ニ六

分乃至五分ニ低下スルカ如キコトアラ

ムカ山山敷大事ニシテ株式ノ市價ハ忽

ニ暴落シ補助ヲ信賴シテ投資セル内地

人ヲシテ一大損失ヲ被ラシムルノミナ

ラス第六項中既述シタル如ク社債、借

入金合計四千二百餘萬圓ハ補助期限ノ

切迫ト共ニ借替不能ニ陷ラシメ内地經

濟界ニ一大衝動ヲ惹起セシムル虞勘カ

拉斯若政府ニシテ補助率變更ノ意思ア

リトセハ深ク此ノ點ヲ考慮シ八分ハ七

獨リ之ニ止マラス貴賈兩院ノ主張ノ如

ク補助率ニ變更ニ當リテハ之ヲ改善シ

彈力性アル配當可能ノ途ニ出テサルヘ

カラス即チ内地及北海道ノ補助法ト同

様一定ノ歩合ヲ限り會社ノ益金ハ補助

金ニ加ヘテ配當ヲ爲シ得ルコトトスル

以上ノ如ク株式總數合計百九十三萬株

ニ對シ内地人所有株式ハ百四十八萬千

五百三株即チ七割七分八厘約八割ハ内

利害ヲ目的トシテ投資セラレタルモノ

同	十一日	午前中検査員一名ニテ検査球數六〇〇球 午後横濱税關總務課長、同植物検査課長、同輸出係長臨場シ 種種検査員ニ對スル質問ヲ爲シタル中特に不合格品ニ付質シ タルニ解答不能而シテ検査ニ立會人アリシ當日午後ニ於テハ 検査員一名ニテ検査球數一六、〇〇〇球ニ上ル
同	十三日	午前中検査員四名ニテ検査球數六〇〇球殘餘ハ全部病蟲害ア リトシテ検査セス
同	十五日	午後商工省黒田貿易課長外一名、農林省技師外一名、横濱税 關植物検査課長外三名並生産者代表五名來場、既ニ組合側檢 査員退場後ナリシカ種種實際ニ付テ質疑應答ヲ爲シ検査ノ最 不當ナル事實ヲ確認スルニ至レリ 前前日病蟲害アリトシテ検査不合格トセシ球數一二、〇〇〇
球	全部午前中ニテ再検査而シテ合格如上 ノ検査實績ヲ以テスレハ永良部百合五百 萬球全部ノ検査ニハ實ニ一箇年ノ日子ヲ 要スヘク而シテ其ノ遲延ハ悉ク日本百合 根輸出組合ノ故意ト作爲ニ出テタルモノニ シテ之カ爲ニ検査施行中ニ萎凋或ハ品質 低下スルヲ來シ輸出不能ニ陷レルモノ實ニ百 萬球ヲ算シ其ノ關係者ハ勿論國家的ニ被 レル損失著大ナルヲ思フヘキナリ而シテ 這ノ事實ニ對シ商工省當局ハ	見一致、日本百合根輸出組合ノ不當ヲ糺 彈スルニ至レリ當日ノ出席者左ノ如シ 商工省貿易局貿易課長 黒田 鴻五 同 商工事務官 諸井 桃二 同 農林技師 綾部 小太郎 農林省農務局農林事務官 小山田 光一 同 横濱税關總務課長 杉 基一 同 植物検査課長 犬谷 精一 同 総務課輸出係主任 川崎 英雄 神奈川縣知事 藤巻 雪生 同 内務部長 橋山 助成 同 商工課長 古川 幸吉 同 農務課長 西岡 廣吉 同 農林技師 川島直次郎 北相百合根栽培組合長 三宅 秋太 同 農林技手 堀江 浩 同 農林技手 内山 長吉 同 農林技手 白井 逸夫 東京府農會技師 小谷荻三郎 木村喜太郎 牛込 寛次 小山田一郎
ト	二 検査ニ不正ナカリシ ニ因リ	所以ヲ揚言辯護スルニ力メタリト雖實際 ハ上記ノ如ク例へハ其ノ日ニ於ケル來場 立會者ノ如何ニ依リテ検査球數忽ニシテ 増減セルカ如キ一事ヲ以テシテ推シテ知 ルヲ得ヘク更ニ又親シク實況ヲ調査シタ ル生産者代表ニ依テ却テ
ヲ確認セラレ其ノ結果九月十五日神奈川 縣廳主催全國百合根協議會席上滿場ノ意	一 設備ハ申請球數ニ對シ十分ニシテ 二 検査ハ不正確マレルモノナリシコ	一 設備ハ申請球數ニ對シ十分ニシテ 二 検査ハ不正確マレルモノナリシコ

瓜生 留吉	田中 幸太郎	高木 作太郎	坂田 武雄	堤 兼吉
日本百合根輸出組合技術員	伊東 孝三郎	秋山 显禧	藤野 清太郎	岡崎 安永
三菱商事株式會社本店農產部長	同 農產部	同 橫濱支店長	鬼澤 英夫	竹内 良男
此ノ間ノ消息ハ右協議會ノ議事錄ヲ参照	セラルルニ於テ自ラ明明白白タルヘシ	日本百合根輸出組合ニ對シ輸出組合法第 九條適用ニ就テハ農林省トシテ七月四日	貿易參與會議席上ニ反對意見アリシヲ傳 ヘラレ而シテ該組合ニ輸出検査權付與ニ 關シ前後ノ事情ヨリシテ商工省官吏ト組 合トノ間ニ何等カノ因縁相絡ルモノアル カ如キ疑惑ヲ生ムニ至リタルハ眞ニ遺憾 禁シ難キモノアリ	第一 商工省カ日本百合根輸出組合設立 認可ニ當リ眞ニ貿易改善ヲ目標トシ他 意ナカリシモノナリヤ如何
之ヲ要スルニ	第二 他意ナカリシモノトシテ商工省ハ 不良品種ノ輸出其ノモノハ現日本百合 根輸出組合員ニ依リテ輸出セラレタル モノナルヲ認メサルカ而シテ若他ノ第 三者カ不良品種ヲ輸出シタリトセハ其 品アリ其ノ生産品ハ損益打算ノ關係上 不良品ト雖敢テ之ヲ優良品トシテ輸出 契約栽培ナル所謂手作ニ依ル自己生産 シツツアル實情ニ付調査セシヤ如何	第三 又日本百合根輸出組合員ノ中ニハ		

第四 更ニ生産者ヨリ輸出百合球根買上

ニ際シテハ優良品種ノミ撰別摘出スル

ヲ例トセルカ然ラスシテ生産者ヨリ特

ニ不良品種ヲ買上タル事實アリト認ム

ルカ若アリトスレハ其ノ事例ヲ示サレ

タシ

第五 商工省トシテ從來自ラ不良品種ノ

輸出ヲ敢テセル日本百合根輸出組合ノ

組成分子カ組合設立ノ認可ニ依リテ直

ニ其ノ弊ヲ改メ優良品ノミノ輸出ヲ見

ルニ至ルヘシト憶斷セシヘ認識不足ニ

ハ非サリシカ況ヤ検査其ノモノカ輸出

組合ノ意圖ニ依テ左右セラル輸出檢

查ノ方式下ニ於テラ

第六 日本百合根輸出組合規約中ノ検査

料ハ之ヲ適正ナリト認ムルヤ如何

第七 日本百合根輸出組合規約中検査料

一箱ニ付組合員三十錢組合員以外其ノ

十倍三圓トアリシヤ認メタル根據如何

第八 而シテ其ノ後ニ於テ右検査料ヲ組

合員六十錢組合員外三圓ト變更セシメ

タル理由如何

第九 更ニ又之ヲ組合員六十錢組合員外

一圓五十錢ニ改メシメタル根據如何

第十 以上ノ如ク六箇月ニ達セサル短時

日ノ間ニ於テ二度三度最重要ナルヘキ

検査料ノ變更ヲ爲サシメタルハ其ノ餘

リニ朝令暮改ノ感ヲ深カラシムルモノ

アリ當局ノ所見如何

第十一 前述ノ朝令暮改ハ單ニ日本百合

根輸出組合員外ノ輸出ヲ阻止セムカ爲

ノ作爲ニ發シ故ラニ組合員ニ比シ十倍

ヲ課スル不條理ヲ敢テセムト試ミタル

ニ非サルカ然ラハ其ノ期スル所貿易改

善ノ標榜ノ範圍ヲ超脱シ徒ニ從來ノ輸

出商撫護ノ私心ニ出テタリト斷セラル

モ錯疏ノ餘地ナカルヘク從テ遂ニ變更

組合員外ニ對シテハ之ヲ半減セシムル

ノ已ムヲ得サル結果ヲ招來シタルニハ

非サルカ如何

第十二 百合根ノ全國輸出數量八萬五千

箱トシテ之ヲ輸出組合員ノミニ依テ輸出

サルト見ルモ其ノ検査料金五萬一千

圓ニ達スヘキカ當局ハ右手數料ノ支途

ニ付如何ナル考慮ヲ以テ臨メルカ

第十三 檢査料ハ其ノ性質上何等カノ形

式ニ依リ生産者タル農民ニ轉嫁セラル

ルヲ免レサルヘキモノニシテ之力支途

ハ自ラ制セラルヘク検査ニ要スル經費

乃至組合維持等ニ充ツヘキ正當ノ經費

以外ニ出デサルヲ原則トスヘシ然ルニ昭

和七年度ニ於ケル支途ニ至テハ頗ル不

純ノモノ多キヲ疑ハレツツアリ當局ニ

於テ其ノ内容ヲ調査セルモノアリヤ

モナアリト爲セルカ昭和七年度中ニ於

ケル施設果シテ如何

第十四 尚組合員外ノ検査料ヲ高額ニセ

ル所以ハ組合ニ於テ特ニ施設ヲ要スル

モノアリト爲セルカ昭和七年ニ於

ケル去リ且之ヲ妥當爲ラシムル爲計理士

ヲ用ヒ検査セシムルノ意思ナキヤ

第十五 右検査料ノ支途ニ付世上ノ疑惑

ヲ去リ且之ヲ妥當爲ラシムル爲計理士

ハ組合員二十錢組合員外二十五錢ニ低

減シテ可ナルヘキ數字的根據アリ當局

ノ所見如何

第十六 各種ノ事情ヲ綜合スレハ検査料

ヲ去リ且之ヲ妥當爲ラシムル爲計理士

ハ組合員二十錢組合員外二十五錢ニ低

減シテ可ナルヘキ數字的根據アリ當局

ノ所見如何

第十七 昭和七年七月四日貿易參與會議

ニ於ケル農林省提出ノ輸出百合根ニ對

スル意見書ハ輸出組合法第九條ヲ日本

百合根輸出組合ニ適用スルニ付反対ヲ

表明シタルモノト確聞ス其ノ全文ヲ示

サレタシ

第十八 昭和七年九月十五日商工省ノ勸告ニ依リ神奈川縣廳主催ノ下ニ開カレタル全國輸出百合根協議會ノ經過ニ關スル神奈川縣廳ヨリノ報告ヲ示サレタシ

第十九 輸出百合根ハ其ノ性質上販賣統

制ヨリモ寧ロ生産統制ヲ先トスヘシ之

ヲ認メ昭和七年二月輸出組合ノ設立ヲ計

畫シ同年四月設立ノ認可ヲ受ケタルモノ

ナリ

尙質問ノ點ニ對シテハ

第一乃至第四 本組合設立ノ認可ハ貿易

振興上必要ナリト認メタルモノニ外ナ

シテ從來競争溢賣ノ結果組合員

内外ヲ問ヘズ不良品ノ輸出ノ弊アリ

第二十 此ノ際生産者ノ自覺ト團結ニ依

テ現ニ其ノ統制ニ不斷ノ努力ヲ爲シツ

ツアルモノアリ之ヲ指導助成シ以テ其

ノ目的ヲ達成セシムヘキ適當ノ措置ヲ

講スルノ意思ナキヤ

右及質問候也

本質問ニ對シテハ書面ヲ以テ答辯アラ

ムコトヲ望ム

昭和八年三月七日 内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員牧山耕藏君外一名提出輸出百

合根ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進

候 (別紙)

衆議院議員牧山耕藏君外一名提出輸出百

合根ニ關スル質問ニ對スル答辯書

本邦輸出百合根ハ北米合衆國ヲ主タル販

路トシ尙英國ノ他歐洲諸國等ニ仕向ケ

ラレ専ラ觀賞用ニ供セラルモノニシテ

其ノ輸出額ハ昭和六年ニ於テ二千四百萬

球、約百九十三萬圓、昭和七年ニ於テ約

二千六百萬球、約百九十三萬圓ナリ而シ

テ本邦百合根ノ生産ハ年々增加ノ傾向ニ

在ルモ海外ニ於ケル需要ハ近年經濟界不

況ノ爲滅退ノ傾向ニ在ル處本邦輸出業者

間ニ從來統制ナカリシ爲自然激甚ナル賣

込競爭行ハレ徒ニ價格ノ低落ヲ來シ惹イ

テハ粗惡品輸出ノ弊ニ陥リ本品ノ聲價ヲ

失墜スルノ處顯著トナレルニ依リ輸出業

者等ハ團體的統制ニ依ル害除去ノ必要

ヲ認メ昭和七年二月輸出組合ノ設立ヲ計

畫シ同年四月設立ノ認可ヲ受ケタルモノ

ナリ

右及質問候也

第十八 官廳部内ノ往復文書ハ公表ノ限

ニアラズ

第十九 生產統制ニ關シテハ當業者ヲシ

テ販路ノ如何ヲ考慮スルコトナク徒ニ

生産增加ヲ圖ルコトナカラシムル様指

導スルノ要アルヲ認ム

ト認メズ

第十七 昭和七年七月貿易局參與會議ニ

於ケル農林省提出ノ意見書ナルモノナ

ト認メズ

第十八 官廳部内ノ往復文書ハ公表ノ限

ニアラズ

第十九 生產統制ニ關シテハ當業者ヲシ

テ販路ノ如何ヲ考慮スルコトナカラシムル様指

導スルノ要アルヲ認ム

ト認メズ

第二十 目下ノ處經費ノ關係上助成スル

コト困難ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日 商工大臣 男爵中島久萬吉

農林大臣 後藤 文夫

長野縣下教育界竝青壯年層ニ現レタル

極左檢舉ニ關スル質問主意書

提出者 戸田 由美

長野縣下教育界竝青壯年層ニ現レタ

ル極左檢舉ニ關スル質問主意書

最近長野縣下小學校教員、中等學校在

學學生竝一般青壯年層ニ現レタ

タルノ嫌疑及實行運動ヲ加ノ故ヲ以テ檢舉

セラレタル者青壯年層ニ於テ數百名小學

校教員ニ於テ數十名學生間ニ於テ同シク

數十名ヲ算スルニ至リタルハ眞ニ驚愕戰

慄スヘキ聖代ノ一大不祥事ニシテ而モ被

疑者中ニ國民教育ノ重責ニ任スヘキ者斯

ノ如ク多數ヲ包含シ尙且日ヲ追フテ其ノ

數ヲ加ヘムトスル狀勢ニ在ルハ寸刻モ看

過スヘカラサル國家ノ一大事ニシテ之カ

監督指導ニ任スヘキ内務大臣文部大臣

ニ總理大臣ノ責任ハ極メテ重大ナルモノ

アルヲ感セサルヘカラス依テ政府ハ左ノ

諸點ニ關シ速ニ責任アル明答ヲ與ヘラレ

ムコトヲ望ム

一前記ノ如キ事實果シテ存セリトセハ今

日迄ニ檢舉セラレタル者果シテ何名ナ

リヤ小學校教員、學生、一般青壯年者

各別ニ明示セラレタシ

一輕率ナル檢舉ハ前項有爲ノ青壯年竝學

生ノ將來ヲ再起シ得サル迄ニ傷ケ更ニ

國民教育ノ重責ニ當ル教員ニ致命傷ヲ

負ハセ共ノ弊毒ノ及フ所實ニ恐ルヘキ

モノナシトセス當局ハ果シテ如何ナル

方針ト確信トヲ以テ今回ノ檢舉ニ處シ

ツツアルカ

一然リト雖神聖ナル我國體ト相容レサ

ル極左不逞ノ徒ニ對シテハ其ノ地位職

務ノ如何ヲ問ハス秋霜烈日ノ態度ト心

境トヲ以テ之カ根本的掃除ヲ斷行セサ

ルヘカラス當局ハ果シテ如何ナル胸算

ヲ藏セリヤ

一前述ノ一大不祥事ハ果シテ如何ナル根

源ヨリ發生セリト當局ハ認メ居ルヤ其

ノ禍根ヲ斷タスシテ其ノ成果ヲ正サム

ト欲スルハ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルニ等

シ其ノ發生原因ノ認識如何ハ實ニ獨リ

長野縣下ニ對スルノミニ止ラス我カ國

全體ニ對スル政府當局ノ責任ヲ問フ根

柢ヲ爲スモノト言ハサルヘカラス依テ

各主務大臣ハ近時我カ國ニ續出スル之

等不祥事件ノ發生原因ニ關シ其ノ所信

ヲ率直明確ニ指示セラレタシ

右及質問候也

昭和八年三月七日

內閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員戸田山美君提出長野縣下教育

界竝青壯年層ニ現レタル極左檢舉ニ

關スル質問ニ對スル答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員戸田山美君提出長野縣下教育

界竝青壯年層ニ現レタル極左檢舉ニ

關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

一、二月四日以來長野縣ニ於テ檢舉取調

ヲ爲シタル治安維持法違反被疑者數ハ

次ノ如シ

小學校教員

九五名

學生

五名

一般青壯年者

一〇九名

遇等ヨリ來ルモノト見ザルベカラズ、
從テ政府ニ於テハ廣ク學校教育竝ニ
社會教育ニ於テ一層國體觀念ノ徹底ヲ
圖ルト同時ニ凡ユル機會ト方法トニ依
リ地方當局者ヲシテ必要ナル對策ヲ講
ゼシメ、或ハ全國的ニ思想講習會ヲ開
催シ、或ハ國民精神文化研究所ニ於テ
師範學校教員ニ對シテ國民精神ヲ徹底
セシメ又極左運動ノ實況ヲ知ラシメテ
之ヲ警戒セシムル等ノ方法ヲ講ジツツ
アリ、尙學生生徒ニ對シテハ一面ニ於
テ嚴重ナル取締ノ方法ヲ講ズルト同時
ニソノ指導訓育ニ留意シ夫々必要ナル
機關ヲ設ケ施設ヲ行ヒ銳意ソノ實效ヲ
收ムルニ努力シツツアリ

右及質問候

昭和八年三月七日

內務大臣 男爵山本 達雄

文部大臣 鶴山 一郎

司社大臣 小山 松吉

左傾運動取締ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

昭和八年二月十八日

提出者 世耕弘一

外一名

左傾運動取締ニ關スル質問主意書
近時左傾運動深刻化シ從テ其ノ取締亦嚴
度ヲ以テ之ニ當り過誤ナキヲ期シツツ

重ヲ加フルト雖是等主義者ハ更ニ巧妙ナ

法トシテ用ヒラル所ナルヲ以テ苟クモ國體ヲ變革シ又ハ私有財產制度ヲ否認スルコトヲ目的トスル結社ノ擴大強化ヲ目的トスルモノナルニ於テハ治安維持法第一條違反ノ罪トシテ取締ヲ勵行シツツアリ

二 我國左傾運動ニ於ケル所謂反帝運動ハ日本共產黨ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ト認メラルヲ以テ治安維持法違反ノ罪トシテ處斷シ居レリ

三 所謂「シン・ハイザ」トハ左傾運動ニ對シテ同情的行爲ニ出ツル者ヲ謂ヒ之ニ對シテハ治安維持法ノ相當法條ヲ夫々適用處斷シ居レリ

右及答辯候

昭和八年三月七日 内務大臣 男爵山本 達雄

司法大臣 小山 松吉

米國布哇及加州各港ニ於ケル日本船員ニ對スル不法檢疫ニ關スル質問主意書右成規ニ據リ提出候也

昭和八年二月二十二日 提出者 中川 觀秀

外一名

米國布哇及加州各港ニ於ケル日本船員ニ對スル不法檢疫ニ關スル質問主意書

亞米利加合衆國各港ニ入港スル我國船員ハ一九一七年制定及一九二四年改正ノ米國移民法ノ當該條項並一九三〇年移民規則第七項「外國船員」ノ規定ニ基キ同國各港ニ入港ト同時ニ身體檢查ヲ受クルコトトナリ居ル次第ナル所「外國船員」ノ定義ハ前記移民規則第七項ニ於テ「外國船員」ノ名稱ハ總テノ外國ノ港及土地ヨリ亞米利加合衆國ニ到著スル總テノ船舶ニ雇傭サル旨船員名簿ニ登録セレタル凡ニル職務ノ外國人ヲ言フ」ト規定シアル以上單ニ有色船員又ハ日本船員ノミニ限ルヘキモノニ非ス又前記移民

法及移民規則ハ單ニ加州ニ於テノミ適用實施スヘキモノニ非スシテ亞米利加合衆國聯邦各港ニ於テ實施スヘキモノナルヘク又外國船員ニ對スル身體檢查ノ方法及程度ハ前記移民規則第七項ニ依リ外國船客ニ對スルモノト同様ナルヘキ筈ナルニ拘ラス最近我國ヨリ「ホノルル」「サンフランシスコ」及「ロサンゼルス」等布哇及加州諸港ニ入港スル我國船舶（日本郵船會社、三井船舶部、國際汽船會社、川崎汽船會社等）乗組員ニ對スル前記各港ニ於ケル檢疫官ノ態度ハ左記諸點ニ於テ極メテ非合法、非人道、不合理、不正義ナルコトヲ暴露セルモノニシテ右ハ察スル所最近ニ於ケル日本ノ對滿洲强硬政策ニ對スル犬糞的復讐意識ノ末梢的表現考ヘラル

一 前記各港ニ入港スル日本船員ニ對シテ該港檢疫官ハ全員ヲ甲板ニ整列セシメ花柳病保有ノ有無ヲ檢證スルト稱シテ細密ナル恥部検査ヲ爲シツツアルコト

二 而モ「花柳病」又ハ該病ニ對スル前記ノ非人道的検査ハ何等移民法乃至移民規則ニ於テ之ヲ明示シ居ラサルコト

三 又斯ノ如キ身體檢查ハ「船員ニ對スル身體檢查ハ船客ニ對スルモノト同様ナルヘシ」ト爲ス移民法及移民規則ノ規定ニ背反スルモノナコト

四 更ニ斯ル非人道的検査ハ實ニ日本船員ノミニ實施シ日本人以外ノ外國船員ニ對シテ何等實施シ居ラサルコト

五 更ニ斯ノ如キ亂暴ナル身體檢查ハ「ホノルル」及加州諸港ニ於テノミ施行セレ其ノ他ニ聯邦各州諸港ニ於テ實施サレサルノミカ「ホノルル」ニ於ケル検査程度ハ加州ニ於ケル夫ニ比シ輕重緩急アリ不統一、不均一ヲ暴露シツツアルコト

六 一方日本各港ニ入港スル亞米利加船乘組員ニ對シ我國檢疫官ハ曾テスル非人道的檢查ヲ斷行シタルコトナキコト

顧フニ斯ノ如キハ桑港「ロサンゼルス」港、「シヤトル」港、「ホノルル」港其ノ他ノ亞米利加合衆國海港ニ於ケル檢疫官力港適用ヲ強調スルニ名ヲ藉リ其ノ實民法ノ精神ヲ逸脱飛躍セル非人道極マル身體檢查ヲ强行スルモノニシテ邦船乘組船員ニ對シ名狀スヘカラサル侮辱不憤激トヲ與ヘツツアリ亞米利加官憲ノ此ノ不當ノ檢疫ハ引續キ益其ノ度ヲ高メ萬一此ノ現狀ヲ此ノ儘放置スルトキハ其ノ結果トシテ同國官憲及同國民ト邦船船長トノ間ニ恐ルヘキ不祥事ノ突發スルコトナキヲ保シ難キコトヲ憂慮スヘキ程度ニ迄邦船船員ノ反感ト忿懣トカ昂揚シツツアル現狀ニアリ更ニ其ノ後ノ情報ニ依レハ米國當局ハ此ノ不當ノ檢疫ハ敢テ邦船乘組員ニ對シテノミ執行サルモノニハ之レナシト陳辯シ居ルモ同地方ニ航行スル我國船舶ニ付テハ一會社及船長ニ於テ乗組員ノ脫船ヲ防止スル意味ニ是テ普通船員全部ノ上陸ヲ禁止シ居ルコト從テ一九三〇年制定ノ移民規則第七條ニ基ク身體檢查（普通船員全部ヲ甲板ニ羅列セシメ白日ノ下衆人稠座ノ裡ニ細密ナル恥部検査ヲ爲スカ如キ）ヲ爲ス必要ナキコト

二 又假ニ米國官憲ニシテ邦船乘組員ノ上陸禁止ハ移民法ニ依ルモノニ非ス日本本船ノ船主及船長ノ意思ニ依ルモノナルヲ以テ同國官憲トシテハ移民法ノ命スル檢疫ヲ爲スコトハ毫モ差支ナシトセムヤモ計リ難キモ然ラハ日本郵船會社、大阪商船會社ノ如キハ各船ニ船醫ヲ有シ日本發航當時ハ勿論航行中ニ於テモ常ニ乘組員ノ健康診斷ヲ勵行シ亞米利加海港ニ入港スル直前に於テハ移

昭和八年三月七日 内閣總理大臣 予爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員中川觀秀君外一名提出米國布哇及加州各港ニ於ケル日本船員ニ對スル不法檢疫ニ關スル質問ニ對シ別紙辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員中川觀秀君外一名提出米國布哇及加州各港ニ於ケル日本船員ニ對スル不法檢疫ニ關スル質問ニ對スル答辯書

政府ハ曩ニ質問ト同趣旨ノ陳情ニ接シタルニ依リ直ニ本邦側關係汽船會社等ニ就キ調査ヲ進メタル處其報告ニ據レハ特ニ本邦船員ニ對シ差別の取扱ヲ爲セルモノナルヤ否ヤハ未タ之ヲ詳ニセサルモ過當ト思惟セラルル事案アリタルニ付キ早速在外關係帝國領事ニ對シ事實ノ詳細ナル調査ヲ命スルト共ニ右ノ如キ事實アルニ於テハ嚴ニ米國官憲ノ反省ヲ促スヘキコトヲ訓令セリ。

右及答辯候

昭和八年三月七日

外務大臣 伯爵内田 康哉

高級船員養成ニ關スル質問主意書
右成規ニ據り提出候也

昭和八年二月二十二日

提出者 中川 觀秀

外一名

高級船員養成ニ關スル質問主意書
世界不況ノ深刻ハ容易ニ好轉セス海運界
亦其ノ例ニ洩レス失業船員ノ數夥シク就
中高級船員ハ年年輩出スル各種商船學校
卒業生ノ爲ニ一層憂苦ヲ増シツツアリス
ノ如キ狀勢ハ一日モ放擲シ置クヲ許サス
速ニ之カ匡救ヲ策セサルヘカラス即チ之
カ對策ノ一端トシテ高級船員養成ノ調節
ヲ爲スヘキナリ依テ左記二三當局ノ所見
ヲ問フ

一 昭和七年七月二十五日鳩山文部大臣
ハ特ニ公立商船學校所在地ノ各地方長
官ヲ招集シ船員失業防止ノ一方策トシ
テ當時已ニ募集人員半減ヲ決定セル官
立高等商船學校ニ倣ヒ公立商船學校ニ
於テモ本年四月ノ新學期ヨリ募集人員
ヲ半減セムコトヲ勧告シ且其ノ整ニ廢
合ヲ慾憇セリト聞ク果シテ右ハ事實ナ
リヤ

二 開ク所ニ依ルニ某公立商船學校ハ前
項文部大臣ノ勸告ヲ容レス本年四月入
學セシムヘキ募集人員ヲ半減セス全然
昨年度ト同數ノ人員ノ募集ヲ發表セシ
由ナリ文部當局ハ此ノ事實ニ對シ如何
ナル處置ヲ執ラムトスルカ

三 本年二月十四日附ヲ以テ第一項ノ趣
旨ニ全然反對ナル結果ヲ招來スヘキ精
神ノ下ニ立案セラレタル請願書カ十一
會ナル團體員ヨリ提出セラレタルカ文
部當局ハ此ノ請願趣旨即チ現在ノ公立
商船學校卒業者ニ對シ更ニ高等ノ學術

技能ヲ修得セシムル特別教育機關ヲ設
置シ其ノ修業者ニ對シテハ官立高等商
船學校卒業者ト同等ノ待遇ヲ與フヘシ

ト言フニ對シ文部省遞信當局ノ意見ハ

如何

本質問ニ對シテハ書面ヲ以テ至急明確
ニ答辯アラムコトヲ望ム

右及質問候也

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員中川觀秀君外一名提出高級
船員養成ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候

(別紙)

衆議院議員中川觀秀君外一名提出高級
船員養成ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候

最近海運界ノ不況ニ伴フ高級船員失業者
增加ノ傾向ニ鑑ミ之カ對策トシテ其ノ養
成人員ヲ制限スルノ必要ヲ認メ官立高等
商船學校ニ就テハ昭和七年度後半ヨリ既
ニ募集人員ヲ半減シ公立商船學校ニ對シ
テハ昭和八年度募集人員ヲ凡ソ半減セシ
ムル方針ヲ以テ之ヲ指示シ各校共其ノ指
示ニ從ヒ實行シツツアリ尙佐賀縣立商船
學校ハ本年三月限り廢止スルコトニ決定
シ既ニ之ヲ認可シタリ

公立商船學校卒業者ニ對シ高等ノ學術
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

昭和八年三月七日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員小池四郎君提出陸軍造兵廠東
京工廠小倉市移轉ニ關スル質問ニ對シ別
紙答辯書

一、本年度中小倉市ニ移轉セシムヘキ職
工數ハ七〇〇乃至八〇〇名ノ豫定ナリ
(延員ニ非ス)

二、同シク將校軍屬數ハ約一〇〇名ナリ
三、後年度廻シノ經費ハ昭和十八年度マ
テニ實施完了ノ豫定ナリ

右及答辯候

</

儲テ左様ナ譯アリマスルカラ、倫敦ナ
ドデモ色々有名ナ銀行家經濟學者ナドガ、
ドウナルダラウカト云フ、前途ノ暗示カラ
推測シテ居ルコトガ中々多いノデアリマ
ス、隨テ其注意ヲ惹イテ居ル所ハ、華盛頓
府デ政府ノ當局者モ、ソレカラ有名ナ銀行
ノ首腦者モ、議會ニ於ケル領袖連モ皆彼處ニ
集フテ、種々會合ヲシテ考究ヲシテ居ルノ
デアリマス、斯ウ云フ人々ノ會合ニ依ヅテ、
世間ニ漏レル所ノ問題ハ何カト云フト
第一、金輸出禁止、或ハ金ノ輸出ヲ許ス
ガ、同時ニ殆ド禁止的ノ課稅ヲスル、斯ウ
云フ案モアルラシイ、全ク金ノ輸出ヲ禁ズ
ルカ、或ハ許ス場合ニ於テハ禁止的同様ノ
重稅ヲ之ニ課スルト云フ案モ、噂ニ上テ居
ル、併シ此案ニ對シテハ銀行家ヤ實際ノ經濟
通ノ人々ハ、之ニ反對シテ居ルト云フコト
デアリマス
第三ハ銀行ニアル一般民ノ預金ニ對シ
テ、一時其預金者ニ對シテ保證ヲ與フル爲
ニ、サウ云フ責任ヲ持ツ會社ヲ建テタラ宜
カラウ、而シテ其會社ノ株ニハ、一般ノ銀
行家ガ此株ニ應募シタラ宜カラウ、斯ウ云
フ案モアル、是ハ先年我國ニ於テ、銀行ノ
取付ノ起ラタ時ニ、政府ハ五億圓ノ保證ヲシ
テ、預金者ニ安心ヲ與ヘタノト筋道ハ同じ
デアリマス、唯、政府ガ直接保證ニ立タズシ
テ、銀行ガ株主タル所ノ一つノ會社ヲ新ニ
設ケテ、其會社ヲシテ一般ノ預金者ニ對シ
テ、保證ヲサセタラ宜カラウト云フ案ナノ

第四ニハ手形交換所組合ニ於テ、其組合本ハ直グニ金ニナラヌカラ、其銀行ノ凍結シタ資本ニ對シテ、手形交換所ガ、ソレヲ擔保ニシテ融通手形ヲ出シテヤル、斯ウ云フ論ガ第四デアリマス、サウ云フモノモ相談ニ上ツテ居ル、斯ウ云フコトデアリマスソコデ紐育ニ於キマシテハ、手形交換所組合ハ、既ニ火曜日ニ於テ、銀行ガ再び店ヲ開ク場合ニ於テ、使用スル所ノ手形ヲ發行スル計畫ヲ進メテ居ル、又賃銀ノ支拂ノ爲ニ、其資金ヲ引出ス取極ヲモ出シツ、アル、斯様ニシテ特ニ出ス所ノ手形ハ、額面一弗以上ノモノトスル、サウシテ其額面デ銀行間ニ於テ取引ヲスル、ソレカラ紐育ノ、丁度我國ノ造幣局ニ當ル、其處デ金ヲ精鍊シテ其純分ヲ定メテヤル、之ニ對シテ何時モ金ヲ持ツテ行ッテ、ソレガ目方ガチヤント精鍊ヲシタ上ニ、分レバ多寡ヲ問ハズシテ金券ヲ渡シタモノデアル、ソレガ今度ハ一口ニ對シテ、五千弗マデハ宜イガ、五千弗以上ニナルト云フト、向フカラ持ツテ來タ金ダカラシテ、代リノ金ヲ精鍊シタモノヲヤルノハ當然デアルガ、其代金トシテハ聯邦ノ準備紙幣ハ受取ラナイト云フノデスカラ、是モ餘程窮屈ニナフテ來ル、是モ矢張五日ニ聲明シテ居ルモノデ、「ロンドン・タイムス」アタリニ載ツテ居リマス、是ハ華盛頓ニ出テ居ル英國ノ通信員カラ「ロンドン・タイムス」ヘ電報シタモノデアリマスガ、大統領ハ對敵通商法ト云フノデスガ——是ハガ前ニアル、アレデセウ、「對敵通商法ニ依

助言ヲ受ケシトノ命令ヲ發スベシトノ
丁度我國デモ政府ノ許可ヲ得レバ、輸出ガ
出來ルト云フヤウナコトガ宜イト云フコト
ヲ、大分大統領ニ進言スル者ガアッテ、
恐ラク大統領ハサウ云フ方法ヲ採ルノ
デハナイカト云フ、是ハ豫想ナンデス、
ソレカラ又對内的ニハ金貨ノ支拂ヲ停止ス
ル、前ニ申シマシタ死藏金ニハ課稅ヲス
ル、爲替ノ投機ニ付テハ、非常ナ取締ヲ嚴
重ニスル計畫モアル、ソレカラ新規ニ何カ
制限ヲ設ケテ、國立銀行ノ新規ニ受入レル
預金ニ對シテハ、政府ガ保證ヲシタラ宜カ
ラウト云フ案モアルサウデアリマスケレド
モ、是ニハ大分反對說モアルト云フコトデ
アル、詰リ各地ノ銀行家ヲシテ預金者ニ安
心ヲ與ヘテ、其銀行ノ破綻ノナイヤウニ
經濟界ノ安定ヲ圖ル爲ニ、サウ云フ措置ヲ
爲ス意見モアルノデアリマス、是ニハ相當
又反對モアルト云フ、斯ウ云フ情報デス、
ソレカラ又倫敦邊リデハ、亞米利加ノ新大
統領ノ就任演説ニ對シテハ、實ニ此難局ニ
直面シテ率直ニ實情ヲ述べテ、敢然トシテ
其責任ヲ引受ケタ、サウシテ政策ノ大要ヲ
聲明シタト云フコトニ對シテハ、皆賞讃ヲ
シテ居ル、唯此「適當ナ、併ナガラ堅固ナ
通貨」、英語デ言フト「アディクエート・
バット・サウンド・カーレンシー」此一句ノ解
釋ガ中々ムツカシイ、色々ノ解釋ガアル、

「シヨン」ヲ否認シタモノガ、斯ウ解釋シテ居ル、是ハ確カ「デモクラット」黨ハ「インフレーション」ニハ反対ノ態度ヲ常ニ執テ居タト思ハレルガ、併ナガラ又一説ニハ、兎ニ角此意味ト云フモノハ、銀行ノ信用ヲ十分ニ確ニスル、又資本ノ逃避ニ對シテハ、嚴重ナ監督ヲスル、其意味デ此「アーディクエート・バット・サウンド・カーレンシー」ト云フコトヲ言ウタノダト、解釋シテ居ル人モアルガ、結局是ハ通貨ノ統制デアリマセウ、ソコデ我國ニ於キマシテモ御承知ノ通り、今日モ爲替銀行ハ爲替ノ取引ヲシマセヌ、休ンデ居ル、然ルニ倫敦デハ米國弗ニ對スル分ヲ除イテ、他ノ國々ニ對シテハ、矢張爲替相場ヲ今日カラ立ツルヤウニナフテ居ル、之ヲ捨置キマスト云フト、我國ノ爲替相場ハ矢張歐羅巴ノ市場ノ左右スル所トナル、例ヘバ亞米利加ノ休日前ニ於キマシテハ、一磅ニ對シテ亞米利加ノ爲替相場ハ三弗四十六仙デアフタガ、一躍一弗モ下フタ譯デ、若シ休業前ノ相場カラシテ假ニ米貨ガ——弗ガ一割下ルト見レバ、三弗八十仙餘ニナリマス、サウスルト日英ノ爲替相場一志二片四分ノ一ノ基礎ヲ以テ換算シマスト云フト、日本ノ圓ニ對シテ亞米利加ノ弗ハ二十二弗十六仙トナル、假ニ一割ニ止ラズシテ一割五分米貨ガ下ル、弗ガ下ル、サウシテ英米ノ爲替相場ガ四弗トナル、サウシテ矢張日英ノ間ノ相場ヲ一志二片四分ノ一ノ基礎ニ依テ換算シマスト云フト、日米ノ爲替相場ガ二十三弗七十五仙ト云フコトニナル、之ヲドウモ捨テ、置クト云フコトハ、諸リ東洋ノ爲替、日本ノ爲替ト云フモノガ、他國ニ依クテ自由ニ左右サレル、ソレ故ニ今日モ能

ク皆相談ヲシマシテ、明日カラハ矢張我國ニ於キマシテモ磅ヲ先ヅ基トシテ、磅ノ連絡ノアル國々ニ對シテ、矢張印度ナリ何ナリニ對シテ爲替相場ヲ立テル、但シ米國ニ對シテハ是ハ出來ナイ、向ガ定マラナケレバ出來ナイ、サウ云フ方針ヲ執ルコトニ相談ヲ纏メマシテ、之ニ依テ我國ハ我國ノ相場ト云フモノヲ、我國ノ銀行ガ主トシテ之ヲ支配シテ行クト云フヤウナ位置ニ置キタイ、斯ウ考ヘテ居ル、ソレデ先ヅ餘り激變ノナイコトヲ望ムノデアリマスルカラ、去ル土曜日ニ於テ磅ト圓トノ爲替相場モアル、ソレヲ矢張基礎トシテ、ソレヲ基準トシテ段々ニ其爲替相場ノ自然ノ動キニ從テ、成ベク激變ノナイヤウニシテ行クト云フコトニ、相談ヲ纏メタノデアリマス、是ハ必ズサウナケレバナラヌト私ハ考ヘテ居ル、而シテ一般ノ國民トシテハ、今日ハ今御報告シタヤウナ歐米ノ有言フコトハ、マダ出來ナイ譯デアル、ソレ故ニ貿易業者モ製造業者モ、外國ニ關スル營業ヲ爲シテ居ル者ハ、餘程コ、ハ注意シテ、一步々々十分ノ用心ヲシテ、自分ノ商賣ヲシナケレバナラヌ、徒ニ浮薄ナ考ヲ起シタリ、輕卒ナ振舞ヲ爲シタリシテ、大ニ山氣ヲ出シタナラバ、或ハ僥倖デ當ルカモ知レマセヌガ、又其反對ニヒドイコトニナルノデアルカラシテ、國民全體ニ望ムノハ、ドウカサウ云フ事ノナイヤウニ、此場合ハ一步々々用心ヲシテ進マネバナラヌ、而シテ此米國ノ恐慌モ、是ヨリ悪クナルト云フ居ル、獨リ米國バカリヂヤナイ、英國モ其

打開シナケレバナラヌト云フコトハ皆望ンデ居ル、ソレ故ニ我ガ商賣人モ製造人モ、米國ニ對シテ、目前直グニ景氣方直、テ好ク著イテ必ズ繁昌スル、若シ米國ニシテ通貨ガ殖エタ、通貨ガ殖エテソレデ落著ケバ、サウ悲觀シナクテ宜カラウ、落著ク所ニ落ナルト云フコトハ言ヘヌケレドモ、前途ハ矢張向フデハ購買力ガ盛ニ植エル、隨テ貿易ノ上ニモ好クナル、サウ云フ結果ニナル騒グト云フ時デハナイト私ハ考ヘル、ドウカ皆サンヲ通シテ、此議場ヲ通ジテ、國民一體ニ餘計ナ苦勞心配ヲシテ騒グコトヲ止メテ、前途好クナルノダト云フ信念ヲ起シテ、銘々歩ム所ハ一步々々大事ヲ取ツテ進ムヤウニ、指導シテ行キタイト考ヘチ居リマス(拍手)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、一括
議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
マス、答辯ニ對スル意見陳述ハ、適當ノ機
會ニ通告順ニ依リ許可致シマス——日程第
一及第二ハ關聯セル議案ナルニ依リ、一括
關稅定率法中改正法律案
關稅定率法別表輸入稅表中左ノ通改正ス
仍テ日程第一、關稅定率法中改正法律案、
一三五ノ三 麻黃
第一百七十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
一七四ノ二 生酒石
第六百七號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
六〇七ノ三 菊蘚芋
一 粉狀ノモノ
二 其ノ他
第六百十二號第一項已ノ五ニラ左ノ如ク改ム
ニノ一 丸太及割材
ニノ二 長十
エサ
セシ
エサ
末口
チメ
ルモ
其ノ他
イ 厚二百ミリメ
ルモノ
ロ 其ノ他(丸太及
第六百十七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
同號第一項癸ヲ左ノ如ク改ム

六一七ノ二二骨灰

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削除

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年法律第四號中改正法律案

昭和七年法律第四號中改正正ス

別表輸入税表番號第六百五號ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

六〇七ノ三 菊易芋

同第六百十二號ノ項中ニノニ二ヲ左ノ如ク改ム
ニノ一 長十メートルヲ超エ、末口ノ直徑三十センチメートルヲ超エサルモノ

マス

其ノ他

ニノ三 其ノ他

イ 厚二百ミリメートルヲ超エサルモノ

ロ 其ノ他(丸太及割材ヲ含ム)

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員堀切善兵衛君登壇)

○政府委員(堀切善兵衛君) 只今議題トナ

リマシタ關稅定率法中改正法律案ノ説明ヲ

致シマス、政府ハ改正法律案ニ掲ゲラレテ

居リマス各品ニ關スル輸入稅率改正ノ要否

ニ付キ、關稅調査委員會ニ諸聞致シマシタ

所、成案ヲ得マシタノデ、茲ニ本改正案ヲ

提出致シタ次第アリマス、改正案ノ品目

ハ、木材外四品ニアリマシテ、政府ハ是等

物品ノ生産、輸入及需給等ノ狀況ニ鑑ミ、

現行稅率ハ現下ノ實情ニ適セザルモノト認

メ、本改正法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、尙ホ詳細ナル點ニ關シマシテハ、委員會ニ於テ御説明ヲ致ス考デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致ス次第アリマス

次ニ昭和七年法律第四號、輸入稅ノ從量、税率ニ關スル法律中改正法律案ニ付テ御說

官報號外 昭和八年三月八日 衆議院議事速記録第二十三號

右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

上田吉君

兩案ハ一括シテ安達謙藏君

外一名提出、地租ノ免除ニ關スル法律案外

三件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミ

マス

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

一無 稅

第三 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

上田吉君

兩案ハ一括シテ安達謙藏君

外一名提出、地租ノ免除ニ關スル法律案外

三件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミ

マス

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

前項第二號ノ實務修習及考試ニ關スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第三條 辯護士試補タルニハ成規ノ試驗

ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

拘ラズ辯護士タル資格ヲ有ス

一 判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル者

二 三年以上專任行政裁判所長官又ハ

専任行政裁判所評定官タリシ者

三 三年以上陸軍法務官又ハ海軍法務

官タリシ者

五年以上

四年

五年

六年

七年

八年

九年

十年

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 黴戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セ

タル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

ラレタル者、本法ニ依リ除名セラレタル者又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ

依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシテ

免官、免職、除名又ハ業務禁止後三

年ヲ経過セザル者

三 禁治產者又ハ準禁治產者

四 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

第五條 左ニ掲グル者ハ辯護士タル資格ヲ有セズ

一 禁

スペキ帳簿ニ關スル規定

七 會員ノ風紀保持ニ關スル規定

八 無資力者ノ爲ニスル法律相談及訴訟扶助ニ關スル規定

九 答申及建議ノ決議ニ關スル規定

十 會員ト委嘱者トノ間ニ於ケル紛議ノ調停ニ關スル規定

十一 辯護士名簿ノ登録及登録換ノ請求ノ進達ニ關スル規定

十二 入會及退會ニ關スル規定

十三 犯戒ノ申告ニ關スル規定

十四 會費ノ徵收ニ關スル規定

十五 資產ニ關スル規定

第三十九條 辯護士會ハ毎年定期總會ヲ開ク

辯護士會ハ必要アル場合ニ於テ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第四十條 辯護士會ハ總會ノ日時、場所及議題並ニ役員選舉ノ日時及場所ヲ豫メ司法大臣ニ申告スペシ

第四十一條 司法大臣ハ辯護士會ノ總會又ハ役員選舉ノ場所ニ臨席シ又ハ所部ノ官吏ヲシテ臨席セシムルコトヲ得

第四十二條 辯護士會ハ遲滯ナク總會ノ決議並ニ役員ノ就任及退任ヲ司法大臣ニ申告スペシ

第四十三條 左ノ事項ハ總會ノ決議ヲ經ベシ
一 會則ノ變更
二 豫算及決算
第三四四條 辯護士會ノ會議法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ司法大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ、其ノ議事ヲ停止シ又ハ辯護士會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 辯護士會ハ辯護士ト委嘱者トノ間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者ノ請求ニ因リ共ノ調停ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 辯護士會ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ同一地方裁判所ノ管轄區域内ニ

於ケル他ノ辯護士會ト合併スルコトヲ得

辯護士會合併シタルトキハ合併ニ因リテ解散シタル辯護士會所屬ノ辯護士ハ

當然舊所屬辯護士會ヲ退會シ合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル辯護

士會ノ會員ト爲ルモノトス

第十條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條 司法大臣辯護士會ノ合併ヲ認可シタルトキハ合併後存續スル辯護

士會ニ付テハ變更ノ告示ヲ爲シ、合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ付テハ解散ノ告示ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立

シタル辯護士會ニ付テハ第三十一條第一項ニ規定スル告示ヲ爲スペシ

第四十八條 辯護士會合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ

旨ヲ催告スペシ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べ

ルトキハ辯護士會ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又

ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

合併ニ因リテ解散シタル辯護士會ニ屬スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル辯護士會之ヲ承繼

第五十三條 辯護士ノ懲戒ハ其ノ所屬辯護士會ノ地域ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒裁判所之ヲ行フ

第五十四條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 謹責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以下ノ停職

四 除名

前項ノ過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 懲戒ノ訴追ヲ受ケタル時ヨリ士ハ其ノ裁判確定スルニ至ル迄辯護士會ヲ退會シ又ハ辯護士名簿ノ登録換ヲ請求スルコトヲ得ズ

辯護士會ハ懲戒ノ訴追ヲ受ケタル辯護士ヲ退會セシムルコトヲ得ズ

第五十六條 懲戒ノ事由アリタル時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ懲戒開始ノ申立てヲ爲スコトヲ得ズ

第五十七條 本法ニ規定スルモノノ外懲戒ニ付テハ判事懲戒法ヲ準用ス

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行

前項第一號ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十九條 辯護士會ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 総會ノ決議

第三四四條 前項第一號ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

民法第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條、第八十二條及第

八十三條並ニ民法施行法第二十六條及

第二十七條ノ規定ハ辯護士會ノ清算ニ

關シ之ヲ準用ス

第五十條 司法大臣ハ辯護士會ノ解散ノ決議ヲ認可シ又ハ之ニ解散ヲ命ジタル

トキハ解散ノ告示ヲ爲スペシ

第五十一條 辯護士會ハ共同シテ特定ノ事項ヲ行フ爲規約ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受ケ聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第五章 懲戒

第五十二條 辯護士本法又ハ辯護士會ノ則ニ違反シタルトキハ檢事長ハ司法大臣ノ命ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケテ懲戒開始ノ申立ヲ爲スペシ

辯護士會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲司法大臣又ハ檢事長ニ申告ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 辯護士ノ懲戒ハ其ノ所屬辯護士會ノ地域ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒裁判所之ヲ行フ

第五十四條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 謹責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以下ノ停職

四 除名

前項ノ過料ノ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 懲戒ノ訴追ヲ受ケタル時ヨリ士ハ其ノ裁判確定スルニ至ル迄辯護士會ヲ退會シ又ハ辯護士名簿ノ登録換ヲ請求スルコトヲ得ズ

辯護士會ハ懲戒ノ訴追ヲ受ケタル辯護士ヲ退會セシムルコトヲ得ズ

第五十六條 懲戒ノ事由アリタル時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ懲戒開始ノ申立てヲ爲スコトヲ得ズ

第五十七條 本法ニ規定スルモノノ外懲戒ニ付テハ判事懲戒法ヲ準用ス

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行

前項第一號ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十九條 辯護士會ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 総會ノ決議

第三四四條 前項第一號ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

民法第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條、第八十二條及第

八十三條並ニ民法施行法第二十六條及

第二十七條ノ規定ハ辯護士會ノ清算ニ

關シ之ヲ準用ス

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行

前項第一號ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

民法第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條、第八十二條及第

八十三條並ニ民法施行法第二十六條及

第二十七條ノ規定ハ辯護士會ノ清算ニ

關シ之ヲ準用ス

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行

前項第一號ノ總會ノ決議ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

民法第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八十條、第八十二條及第

八十三條並ニ民法施行法第二十六條及

第二十七條ノ規定ハ辯護士會ノ清算ニ

關シ之ヲ準用ス

雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタ

ル者ハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ

禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

月内ニ從前ノ例ニ依リテ辯護士會ニ加入

スルニ非ザレバ其ノ登録ハ效力ヲ失フ

本法ニ依ル辯護士名簿ノ登録ト看做ス

本法施行ノ際現ニ辯護士會ニ加入シ居ラ

ザル辯護士ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三

月内ニ從前ノ例ニ依リテ辯護士會ニ加入

スルニ非ザレバ其ノ登録ハ效力ヲ失フ

本法ニ依ル辯護士名簿ノ登録及登録換ノ請求ノ進

達ニ關シテハ本法ニ依ル

辯護士會ニ關シテハ本法ニ依ル辯護士會

成立スルニ至ル迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

但シ辯護士名簿ノ登録及登録換ノ請求ノ進

達ニ關シテハ本法ニ依ル

本法施行ノ際現ニ存スル辯護士會ハ本法

施行ノ日ヨリ六月内ニ本法ニ依ル辯護士

會ヲ設立スル爲會則ヲ定メ司法大臣ノ認

可ヲ受クベシ司法大臣ハ認可ヲ爲シタル

トキハ辯護士會ノ名稱、事務所ノ所在地

及設立ノ年月日ヲ告示スペシ

前項ノ規定ニ依リテ辯護士會成立シタル

トキハ舊辯護士會ノ會員ハ當然新辯護士

會ノ會員ト爲リ舊辯護士會ニ屬シタル權

利義務ハ新辯護士會之ヲ承繼ス

本法施行ノ際現ニ二個以上ノ事務所ヲ有

スル辯護士ハ本法施行ノ日ヨリ六月内ニ

前項ノ規定ニ依リテ辯護士會成立シタル

トキハ舊辯護士會ノ會員ハ當然新辯護士

會ノ會員ト爲リ舊辯護士會ニ屬シタル權

其ノ他之ニ類似スル名稱ヲ使用スル事務所ヲ設クルコトヲ得ズ

下ノ罰金ニ處ス辯護士此等ノ者ヨリ事
件ノ周旋ヲ受ケタルトキ亦同ジ
第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以
下ノ罰金ニ處ス

附
則

本法ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行

國務大臣小山公吉君登壇

○國務大臣(小山松吉君)　只今議題トナリ

シタル辯護士法改正案ノ提案ノ理由ヲ御

明治八十年六月二日
現行辯護士法明治二十一年

年ノ制定ニ係ルモノテアリマシテ爾來

法制度ノ發達外共ニ、辯護士ノ數モ比年輸

加致シマシテ、現行法制定當時千六百人内

ハデアリマシタノガ、今日ニ於テハ六千人

近キ數テ算フルニ至外ノテアリマス由
ズモーク解義ニ用去幾關ノ一ノウツア

テ、司法事務ノ運用上重要ナル地位ト職

貢トヲ有スルモノデアリマスルガ、時運ノ

進歩ニ伴ヒマシテ、司法事務ハ複雜ヲ加ヘ

タモリ一不力其職責ノ益重要

ヨリ致シマシテ、本法改正ノ議
ハ、屢々

議會ノ問題トモナリ、政府ニ於テモ亦改

正ノ必要ヲ認メマシテ、其準備ヲ致シマシ
、大三一、三一月、月去首月、韓襄ニ

改正調査委員會ヲ設ケマシテ、朝野ノ輿論

識及經驗アル人々ニ御依頼致シマシテ、調査會ニ著手致シタノデアリマス、同調査會

議事速記録第二十三號 辯護士法改正法律案
ハ、爾來慎重ニ研究ヲ進メマシテ、回ヲ重ヌルコト七十八回、昭和二年十月十五日ニ至リマシテ、辯護士法改正綱領五十六箇條ヲ議決致シマシテ、之ヲ司法省ニ答申致シタノデアリマス、仍テ司法省ニ於テハ、更ニ該綱領ニ對シ、裁判所、檢事局及辯護士會ノ意見ヲ徵シマシタル上ニ、慎重熟議ノ結果、本改正案ヲ決定致シタノデアリマス、本改正案ノ主要ナル目的ハ、辯護士ノ地位ノ向上ト、辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖ルノニアルノデアリマスルガ、茲ニ改正條項中ノ重要ナル二三ノ點ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス

第一ハ、辯護士ノ職務ノ範圍デアリマスルガ、現行法ハ辯護士ノ職務ノ範圍ヲ、裁判所ニ於ケル行爲ニ限定致シテ居ルノデアリマス、然ルニ本案ニ於テハ、其範圍ヲ擴張致シマシテ、裁判所外ノ一般法律事務ニ及ボシタノデアリマス、辯護士ノ最モ重要なル職務ガ、裁判所内ニ於ケル訴訟行爲ニ存スルコトハ、辯護士ガ重要ナル司法機關ノ一タル地位ヨリ來ル當然ノ歸結デアリマシテ、此點ハ現行法ト異ル所ハナイノデアリマスケレドモ、唯、時勢ノ進歩ハ、國民ノ法律生活ヲ爲ス上ニ於テ、裁判所外ニ於キマシテモ、辯護士ノ援助ヲ必要トル場合ガ多クナッテ參々タノデアリマス、仍テ本案ハ現在ノ社會狀態ニ適合セシムル趣旨ニ於テ、辯護士ノ職務ノ範圍ヲ擴張スルコトヲ以テ適當ト認メタ次第デアリマス

第二ハ、辯護士タルノ資格デアリマスガ、辯護士タル資格ニ於キマシテモ、重大ナル事檢事ト同一ニ致シタノデアリマス、尙ホ辯護士ニナリマスルノニハ、辯護士試補ト

シテ事務ヲ修習セシムルコトニ致シタノデ
アリマス、一年六箇月以上辯護士試補トシ
テ、品位ノ涵治ト實務ノ執行トニ付テ、適
當ナ修習ヲ爲サシムルヲ必要ト認メタ次第
デアリマス

ソレカラ第三ハ、婦人ノ辯護士ヲ認メタ
コトデアリマス、從來辯護士タル者ハ、男
子ノミニ限ラレテ居ツタノデアリマシタガ、
本案ニ於テハ婦人モ男子ト同等ナル條件ノ
下ニ、辯護士タルコトヲ得ルコトニ致シタ
ノデアリマス

第四ハ、辯護士會ニ法人格ヲ認メタ點デ
アリマス、從來ハ辯護士ハ、所屬地方裁判
所ノ檢事正ノ監督ヲ受ケテ居リマシタノ
ヲ、司法大臣ノ監督ヲ受クルモノト致シマ
シテ、其會ノ統制、辯護士ノ品位向上及辯
護士事務ノ改善進歩ヲ圖ル上ニ於キマシテ、
必要ト認メタル各種ノ事項ノ執行ヲ、其權
能トシテ認メタノデアリマス

以上述ベマシタ點ガ改正ノ主要ナル點デ
アリマシテ、其他ノ規定ハ概不右ノ改正ニ
伴ヒマシテ、法規ノ整理上現行法ニ改正ヲ
加ヘマシタモノデアリマス、之ヲ要スルニ
本案ハ辯護士ノ品位向上ト、辯護士事務ノ
改善進歩ヲ圖リマシテ、司法事務ノ補助機
關トシテノ其職能ヲ十分ニ發揮セシムルト
共ニ、辯護士ヲシテ國民ノ法律生活上、善
良ナル援助者タラシムルコトヲ期スル爲
ニ、適切且ツ必要ナルベシト思料致シマシ
タル、幾多ノ條規ヲ制定致シタ次第デアリ
マス

次ニ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案
ニ付テノ提案理由ヲ御説明申上ダマス、是
ハ辯護士ニ非ズシテ、辯護士ノ職務ニ類似
ニ、適切且ツ必要ナルベシト思料致シマシ
タル、幾多ノ條規ヲ制定致シタ次第デアリ
マス

アリマス、辯護士ノ數ガ少ナカッタ時代ニ
於キマシテハ、一般國民ハ辯護士ニ非ズシ
テ、法律上ノ知識ヲ有スル者ノ助言ヲ求メ
タノデアリマシタ、殊ニ此簡易ノ事項ニ付
キマシテハ、種々ノ事情ヨリシテ、辯護士
以外ノ者ニ依頼スルコトヲ、寧ロ便宜トシ
テ居ツタノデアリマス、而シテ現在此種
ノ業務ニ從事スル者ガ、全國ヲ通ジテ可ナ
リ多數ニ上ツテ居ルノデアリマス、是等ノ
者ガ、國民ノ法律上ノ助言者トシテ存在
シ、甚シキ弊害ノナイ限りハ、之ヲ排斥ス
ベキデハナイトモ思ハレルノデアリマスガ、
時代ノ推移ニ伴ヒマシテ、次第ニ種々ノ
弊風ヲ生ジマシテ、多數ノ者ノ中ニハ不法
ノ行動ヲ敢テシテ、法律ヲ無視シテ顧ミナ
イ者ガアルヤウニナツタノデアリマス、現今
ニ在リマシテハ、其弊ニ堪ヘザル情勢ニ立
至ツタノデアリマス、隨テ從來府縣ノ大部
分ニ於テモ、府縣令ニ依フテ其取締ヲ致シ
テ居ル次第デアリマス、仍テ此機會ニ於キ
マシテ法律ヲ以テ其取締ヲ厲行スルコトヲ
最モ適當デアルト考ヘマシテ、本案ヲ提出
致シタ次第デアリマス

ニ致シマシタ次第デアリマス、隨テ兩法案
ハ只今述べマシタ理由ニ依リマシテ、同時
施行ヲ必要ト致シタ次第デアリマス、詳細
ハ委員會ニ於テ御説明申上ゲタイト思フノ
デアリマス、政府ノ意ノ在ル所ヲ十分御酌
取ノ上、慎重御審議ノ上御協賛アランコト
ヲ希望致シマス

○議長(秋田清君) 質疑ヲ許シマス——
松定吉君

(一松定吉君登壇)

○一松定吉君 只今御提案ニナリマシタ辯
護士法改正法律案竝ニ法律事務取扱ノ取締
ニ關スル法律案ニ對シマシテ、只今司法大
臣ノ御説明ニ相成リマシタ點、竝ニ其以外
ニ於キマシテ、私共ノ疑ノ存スル所ヲ質シ
テ置キタイト思フノデアリマス

第一ハ、此辯護士法改正法律案ト、法律
事務取扱ノ取締ニ關スル法律案トヲ、二ツ
ニ御分ケニナツタ理由ヲ私ハ承リタイノデア
リマス、此點ニ對シマシテ司法省ガ、大
正十三年ニ委員會ヲ御作リニ相成リマシ
テ、サウシテソレ等ノ人ニ御諮詢ニ相成リ
マシタ所ノ委員會案、竝ニ此委員會カラ司
法省ニ上申致シマシタ所ノ、其原案ヲ基礎
ト致シマシテ、司法省ガ更ニ變更ヲ致シマ
シタ司法省ノ變更案、及其後ニ司法省ガ法
案ニ對シマシテハ、此法律事務取扱ノ取締ニ
制審議會ニ之ヲ審議セシムベク、御廻シニ相
關シマスル法律案ニ規定セラレテ居リマス
ル事柄ハ、其第二條ニ明定セラレテ居ツタ
ノデアリマス、然ルニ今回此趣旨ヲ企クニ
ツニ分ケマシテ、別々ニ御提案ニ相成タ
ノハ、如何ナル理由デアルノデアリマセウ
カ、之ヲ明ニ致シテ置キタイノデアリマス

何故私が斯ノ如キ質問ヲ致スカト言ヒマスルト、司法大臣ノ御説明ニ相成リマシタヤウニ、今日辯護士ニ非ズシテ辯護士ノ業務ヲ取扱ヒマスル者ガ、全國ニ其數ガ非常ニ多イノデアリマス、是等ノ者ガ今日社會ニ幾多ノ害毒ヲ流シツ、アリマスルコトハ、是ハ公知ノ事實デアリマシテ、司法大臣ニ於カレマシテモ、既ニ御認メニ相成テ居ル所デアリマス、是等ノ者ガ自分ノ職業ヲ失フト云フ立場ニ置カレマス

ガ、何故ニ三年間ノ期間ヲ存スルカト云フ
點ニ對シテノ御説明ハ、是等ノ辯護士ニ非
ザル者ガ俄ニ職務ヲ失フト云フコトニナ
リ、所謂失業者ノ地位ニ置クト云フコトハ
氣ノ毒デアルガ故ニ、三箇年ノ期間ヲ置イ
テ、其間ニ適當ナル業務ニ轉ゼシムル餘地
ヲ與ヘタクノ御説明デアリマシタガ、若シ
左様ナ意味デアリマスルナラバ、現ニ是等
ノ者ガ法律事務ニ從事シテ居ル其仕事ノ終
ルマデ、特ニ其仕事ノミニ限定ヲシテ、相當
ノ期間ヲ與ヘレバ宜シイノデアリマシテ、
三箇年ト云フ期間ヲ一般的ニ御認メニ相成
リマシテ、公然此三年間ハ大手ヲ振ッテ法
律事務ヲ取扱フコトガ出來ルト云フガ如キ
コトハ、折角此辯護士法ヲ改正スル所ノ大
精神ニ背馳スルノデハアリマスマイカ、此
點ニ對シテノ御明答ヲ伺ヒタイノデアリマ

刑ニ服シタ者デナケレバ、辯護士タル資格ヲ喪失シナイコトニナツテ居リマス、而シテ其事ハ所謂司法省案、委員会案變更案、皆其通りニ列舉シテ居リマシテ、懲役刑以上ノ者デナケレバ、辯護士タル資格ハ失ハナイト云フコトニナツテ居ルニ拘ラズ、此度ノ改正案ノ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ辯護士タル資格ガナイト云フコトハ、餘リニ一足飛ニ、ソレ等ノ資格ニ加ヘル制限ガ過重デハアリマスマイカ、若シ斯様ナ案ガ通過致スト云フコトニ相成リマスト、辯護士デアル者ガ選舉運動ニ從事スルト云フヤウナ場合ニ、誤ツテ選舉違反ニ問ハレルヤウナコトガアルト、直チニ辯護士タル資格ヲ失フト云フガ如キコトハ、少シク苛酷ニ失スルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、此點ニ對シテ司法省ハ何カ御考慮ガアルノデアリマセウカ、其點ヲ伺ツテ置キタイノデアリマス

ヲ取扱フ者ノ仕事ト云フモノハ、依然トシテ法律ガ正シク認メナイニシテモ、默認セラル、ト云フガ如キ結果ヲ得マスルナラバ、全ク辯護士法改正ノ趣旨ニ背反スル結果ヲ見ルノデアリマス、故ニ私ハ辯護士ニ非ズシテ、法律事務ヲ取扱ヒマス者ノ取締規定ハ、今迄ノ委員會案、司法省ノ變更案辯護士法改正案等ノ第二條ニ規定致シテ置イタヤウニ、本法ノ中ニ併セテ規定スルコトノ方ガ、最モ機宜ニ適シタル處置デアルト考ヘルノニ、之ヲ切離サレタ理由ガアリナイノデアリマス、此點ヲ明ニ御説明ヲ願致シマス

其次ニハ特ニ司法大臣カラ御説明ガアリマシタガ、本法ガ施行セラル、ト云フコトニナレバ、昭和十一年ノ四月一日カラ施行セラル、ト云フコトニ相成ルノデアリマス

其次ニハ辯護士ノ資格ニ關シテ、アリマス、
ス、第二條ニ「帝國臣民ニシテ成年者タル
コト」トアリマス爲ニ、大臣御説明ノ如ク、
婦人ガ辯護士タルノ資格ヲ得、婦人辯護士
ヲ見ルコトノ出來マスルコトハ、吾々ハ贊
成デアリマスガ、既ニ婦人ニシテ辯護士タ
ルコトガ出來マスルナラバ、同ジ立法ノ精
神ヲ擴ゲマシテ、檢事ニモ判事ニモ、婦人
ノ檢事、婦人ノ判事ト云フモノヲ認メルコ
トガ、最モ適當デアルト考ヘルノデアリマ
スガ、此點ニ對シマシテ近キ將來、之ヲ立
案スル御趣旨ガアルノデアリマセウカ、如
何デアリマセウカ、其點ヲ伺フテ置キタイ
ノデアリマス

ソレカラ第五條ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レタル者ハ辯護士タルノ資格ヲ失フト云
フコトニ規定セラレテ居リマス、只今ノ現行

護ニ當ツテ居ル者ガ、一朝過誤ノ爲ニ資格ヲ失フト云フガ如キコトハ、少シク苛酷ニ失スルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、此點ニ對シテ司法省ハ何カ御考慮ガアルノデアリマセウカ、其點ヲ伺ツテ置キタインオデアリマス

其次ハ辯護士ノ権利義務、第三章ニ辯護士ノ権利及義務ト云フコトヲ記載シテ居テ、第十八條カラ二十七條マデ十箇條ノ規定ガアリマスガ、此中ハ全部義務デアフテ、權利ハ一箇條モナイ、是ハ一體ドウ云フ譯デアリマセウカ、權利義務ト規定シテ置キナガラ、義務ダケ規定シテ、權利ガナイト云フノハドウ云フ譯デアルカ、此點ニ對シマシテハ、彼ノ委員會案及司法省ノ變更案等ニハ、辯護士ハ祕密ヲ守ラナケ、バナラヌ所ノ義務ヲ有スルト同時ニ、祕密ヲ守ル

法ハ、列學主義デアリマシテ、破廉恥罪ヲ犯シタ者デ、而モ定役ニ服スル者、即チ懲役刑ニ服シタ者デナケレバ、辯護士タル資格ヲ喪失シナイコトニナフテ居リマス、而シテ其事ハ所謂司法省案、委員會案、變更案、皆其通りニ列舉シテ居リマシテ、懲役刑以上ノ者デナケレバ、辯護士タル資格ハ失ハナイト案ノ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ辯護士タル資格ガナイト云フコトハ、餘リ

ノ権利義務ト規定シテ置キナガラ、権利ト
云フモノハナク、義務ダケ負フト云フコト
ニナフテ居ルガドウカト云フノデスガ、是ハ
御述ニナリマシタ民事訴訟法及刑事訴訟法
ノ規定デ以テ十分デアルト思ヒマス、第六
ノ事務所ノコトデアリマスガ、是ハ矢張一
箇所ニスル必要ガアリマシテ、斯ウ云フ規
定ヲ設ケタノデアリマス、法律事務カラ鑑
定ヲ除キマシタ點ハ、是ハ政府ト致シマシ
テ長イ間研究ヲ致シマシテ、法律事務取扱
ノ取締ニ關スル法律案第一條ニ於テ鑑定ヲ
削リマシタ點デアリマス、是モ委員會デ申
上ガマスガ、第一條ノ但書「正當ノ業務ニ
附隨シテ」ト云ヒマスルコトハ「正當ノ業
務」ト云フ文字ハ刑法ノ三十五條ニ規定ガ
アリマシテ、概念ガ略、定ラテ居リマス、之
ニ附隨シテ爲シマス行爲ニ付キマシテモ、
御例示ニナリマシタ人事相談所、ソレ等ノ
モノモ入ル、其者或ル會社ノ行爲等ニモ入
ルモノモアルノデアリマス、併シ事ハ専門
ニ瓦リマスカラ、是ハ委員會デ御説明ヲ申
上ゲタ方ガ結構ダト思ヒマス、ソレダケ御
答致シテ置キマス(拍手)

○一松定吉君 簡單デアルカラ自席カラ發
言致シマスコトヲ御許願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可致シマス
○一松定吉君 只今ノ司法大臣ノ御答辯ニ
對シマシテハ、尙ホ幾多ノ疑問ヲ有シテ居
リマスケレドモ、詳細ハ委員會ニ於テ改メ
テ質問スルコトニ致シマシテ、是デ打切り
マス

○議長(秋田清君) 日程第六、右各案ノ審
査ヲ付託スヘキ委員
ス

第六 右各案ノ審查ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉○上田孝吉君 兩案ヲ一括シテ議長指名十
八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第七、大正二年法律第九號中改正法律案ノ第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求
メマス——委員長鳩山秀夫君第七 大正二年法律第九號中改正法律
案(裁判所管轄區域ニ關スル件)(政
府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書一大正二年法律第九號中改正法律案(裁
判所管轄區域ニ關スル件)(政府提
出)右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月四日

委員長 鳩山 秀夫

衆議院議長秋田清殿

(別紙)

大正二年法律第九號中改正法律案別表裁
判所管轄區域表中左ノ通修正ス前橋地方裁判所ノ部新田區裁判所管轄區
域中山田郡ノ内「境野村」ヲ削ル山形地方裁判所ノ部酒田區裁判所管轄區
域中山形縣ノ内「飽海郡」ノ上ニ「酒田市」
ヲ加フ

(鳩山秀夫君登壇)

○鳩山秀夫君 只今議題トナリマシタ法律
案ノ委員會ノ經過ヲ簡單ニ御報告申上ゲマ
ス、此法律案ハ裁判所ノ管轄ヲ變更スルコ
トヲ目的トシマシタ法律案デゴザイマシ
テ、從來行政區劃ノミヲ基準トシテ裁判所
ノ管轄ヲ定メテ居リマシタノヲ、今回交通ノ便宜、地方民ノ便宜ヲ圖ラテ、管轄ヲ定メ
ルト云フ方針ヲ政府ニ於テ採ラレテ、其方
針ニ基イテ、僅ニ五ツデゴザイマスガ、五
ツノ區裁判所ノ管轄ヲ變更スル案ヲ出サレ
タノデアリマス、法案ハ大部ニナッテ居リ
マスガ、其大部分ハ、裁判所構成法ノ施行
規則ノ第三條ニ依リマシテ、町村ノ廢止併
合ガアリマスト、是ガ當然區裁判所ノ管轄
ニ及ブト云フ、第三條ノ規定ニ依ラテ既ニ
變更セラレタモノヲ、法文ニ現シタニ過ギ
ヌノデアリマス、委員會ニ於テハ、此政府
ノ新ナル方針ヲ適當ト認メマシテ、而シテ
又今回ノ法案ニ包含セラレテ居リマス所ノ
變更案ハ、右ノ方針ニ適スルモノト認メマ
シテ、全部全會一致ヲ以テ實質上ハ原案通
リ決定致シタノデアリマス、然ルニ是ガ修
正決議ニナッテ居リマスノハ、此法案提出
後、本年二月境野町ガ桐生市ニ合併セラレ
マシテ、又酒田ガ市ニナリマシタ爲ニ、此
告示ガ二月中ニ出マシテ、四月一日カラ是
ガ施行セラレルコトニナリマシタノデ、其
點ハ當然先程申シマシタ裁判所構成法ノ規
定ニ據リマシテ、變更セラレルノデアリマ
スカラ、法文上修正シタニ過ギヌノデアリ
マス、尙ホ此際一言申シテ置カネバナリマ
ス、此政府ノ新ナル方針ニ基イモ斯ウ云フ風ニ變ヘテ吳レト云フヤウナ希
ニ於キマシテハ、今回ハ最モ疑ナキモノ、
五ツダケヲ提案シタノデアリマスガ、政府
ヲ繼續シマシテ、逐次議會ニ、希望ニ副フ
ヤウナ提案ヲスルト云フ言明ヲ委員會ニ於
テシマシタノデ、之ヲ速記錄ニ留メルコト
ニ致シマシテ、原案通り——實質上ハ原案
通り、形式上ハ修正決議トシテ全會一致ヲ
以テ可決致シマシタ次第デゴザイマス、右
御報告致シマス(拍手)○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開ク
ニ御異議アリマセヌカ○議長(秋田清君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
ス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可
決セラレンコトヲ望ミマス○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ○議長(秋田清君) 〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
ス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部

ヲ議題ト致シマス

大正二年法律第九號中改正法律案(裁
判所管轄區域ニ關スル件)前橋地方裁判所ノ部新田區裁判所管轄區
域中山田郡ノ内「境野村」ヲ削ル山形地方裁判所ノ部酒田區裁判所管轄區
域中山形縣ノ内「飽海郡」ノ上ニ「酒田市」
ヲ加フ

(第二讀會(確定議))

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ
ヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可
決確定致シマシタ(拍手)

○上田吉君 諸事の種類更ノ緊急議ヲ
提出致シマス、即チ此際政府提出、通信事
業特別會計法案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報
告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、通信事

業特別會計法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマ
ス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長志
賀田多利吉

通信事業特別會計法案(政府提出)

報告書
第一回會計法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和九年三月七日

○志賀和多利君登壇

本案ニ付テハ前後五回ニ亘リマシテ委員會ヲ開キマシタ、問題ト相成リマシタノハ、

一ツノ本業別會計大一般會計ト如何ナル關係ヲ有スルカ、又他ノ一つハ、此特別會計ヲ

現在一般會計ハ非常ナル、容易ナラザル場合ニ遭遇シテ居ル、即チ赤字公債ヲ以テ歳

計ノ支辨ヲヤラナケレバナラヌ場合ニナフ
テ居ルノニ、比較的堅實ナル財源デアル所
ノ此通信事業ノ収益ヲ、一般會計ヨリ切離
シテ特別會計トスルコトハ、即チ一般會計
ノ基礎ヲ危ウスルモノデハナイカト云フ質
問デアフタノデアリマス、之ニ對シマシテ政
府當局ノ答辯ハ、ソレハ如何ニモ左様ナ疑
ガアル、故ニ本法第四條ニ於テ、一般會計
ニ對スル繰入金——年々ノ色々ナ計算ノ基
礎ノ下ニ、年々ノ繰入金ノ最高額八千二百
万圓ト云フモノヲ規定シテ、其中ニ於テ、
各年度ノ豫算ニ於テ其繰入額ヲ決定シテ、
一般會計へ繰入レルコトニスル、即チ從來
ト何等異タル點ハナイノデアルカラシテ、
一般會計ノ基礎ヲ危ウスル點ハ毫末モナイ
ノデアル、斯様ナ答辯デアリマシタ、續イ
テ起リマシタノハ、左様ニ特別會計ヲヤタ
ト云フコトニナレバ、從來特別會計ノ弊害
トシテ認メラレテ居ル所ノ、或ハ人件費ノ
增加、或ハ國債ノ濫發、即チ特別會計ハ、
從來ノ例トシテ、此會計ヲ設ケラレタル爲
ニ、人件費ガ多クナルト云フ嫌ヒガアルノ
デアル、本會計ニ於テモ左様ナ處ガアルデハ
ナイカ、又本法規定ノ結果トシテ、公債竝
ニ借入金ガ出來ルコトニナフテ居ルノデア
ル、之ヲ濫用スル虞ガアルデハナイカ
ト云フコトノ質問ガアフタノデアリマ
ス、政府當局ハ斷言シテ申シマシタ、人件
費ニ付テハ斷ジテ左様ナ増加ヲ見ルヤ
ウナコトハ致サヌ、又公債借入金等ノ
増額ニ至ラテハ、決シテ事業ノ改善以外ニ
左様ナルコトヲ爲スペキ筋デハナイ、其建前
ニ於テ本法ヲ設定スルコトヲ計畫致シタ次
第デアルト云フ言明ナノデアリマス、而
シテ又事業改善ノ關係ニ至リマシテハ、既

ニ一般會計ニ八千二百万圓、最高度ノ繰入
金ヲスルト云フコトナラバ、何ニ依テ通
信事業ノ將來ニ於ケル改善計畫ガ出來ルノ
デアルカ、又從業員ノ待遇ノ改善ガ出來ル
ノデアルカ、斯様ナ質問ニ對シマシテ、政府
當局ハ、如何ニモ尤ナ話デアルガ、併ナガ
ラ經濟的ノ施設改善竝ニ事業ノ合理化ノ研
究ノ結果ト、而シテ特別會計ニナット云
フ從業員ノ緊張シタル氣分ニ基イテ、相當
ナル成績ヲ擧ゲ得ル見込ガアフテ、此特別會
計案ヲ立テタノデアル、左様ナ次第ニ、本
特別會計ハ、殆ド多年ノ長キ遞信省ニ於ケ
ル縣案ニナフテ居ラ問題デアルカラシテ、此
案が通過ヲ致シタ場合ニ於テハ、從業員ノ氣
分モ全ク違テ參リ、而シテ經濟的ノ施設モ
出來ル、此事業ノ合理化モ亦爲シ得ルコト
ノエタ機会ガ到来スルデアラウカラ、
之ニ基イテ十分ナル成績ヲ擧ゲ得ルコトガ
出來ルト云フノデアリマス、更ニ又一般會
計ニ大ナル繰入金ヲスルト云フヤウニナ
タ以上ハ、從來一般會計ニ對シ要求ヲシテ
出来ルト云フノデアリマス、而シテ經濟的
ノ施設モアフタノ郵便局等ニ於テハ隨分ボロナ局舎ガ
アル、斯様ナルモノノ急速ニ改善スルコト
ハ出來ヌデハナイカト云フ議論モアフタノ
デアリマス、之ニ對シマシテ、如何ニモ尤
千萬デアル、併ナガラ從來一般會計ノ關係
ニ於テ、遞信省ノ營繕費ニ支辨セラレマシ
タル最近五箇年間ノ經過ヲ見マスルト、昭
和五年ニ於テ僅ニ少額ノ營繕費ガ支辨サレ
マシタダケテ、其他ニ於テハ殆ド災害復舊
工事費以外ニハ、何等營繕費ノ出タコトガ
理化的施設、其他從業員ノ氣分ノ緊張ニ依

テ利益ヲ擧ゲ得タ所ノモノハ、斯様ナル所謂ボロ局舎ノ修繕等ノ費用ニ向クベキ餘地ガ著々出來テ參ル見込デアルカラシテ、此點モ從來ノ一般會計ニ繫屬シテ居ルヨリハ、非常ニ有利ナ傾向ヲ有スルノデアル、其他通信事業、即チ電信或ハ郵便竝ニ電話等ノ事業ノ擴張計畫ニ至ラテモ、今適當ナル施設ヲ致シテ居ルノデアルガ、此施設モ亦自ラヤリ易クナツテ參ルノデアルカラ、事業改善ノ關係ニ至ラテハ、將來ニ於テ此特別會計ニ甚ダ望ラ囁スルコトガ多イト云フ政府ノ答辯デアタノデアリマス

以上種々ノ質問應答ヲ經マシテ、本日午後更ニ會議ヲ開キマシテ、討論ノ結果、政友會ニ於キマシテハ喜多孝治君、民政黨ニ於キマシテハ勝正憲君、國民同盟ニ於キマシテハ伊豆富人君、各派ノ委員ヲ代表セラレマシテ、何レモ賛成ノ意ヲ表セラレマシテ、全員一致ヲ以テ本案ハ可決スペキモノナリト決定ヲ致シマシタ、此段御報告致シマス（拍手）

○議長（秋田清君） 討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——向井倭雄君

○向井倭雄君 簡單デアリマスカラ當席ヨリ發言ヲ御許シヲ願ヒマス

○議長（秋田清君） 許可致シマス

○向井倭雄君 本通信事業特別會計法案ハ、遞信事業ノ改善發達ヲ圖リマス上ニ、最モ適切ナル事柄ト存ジマス、故ニ私ハ之ニ對シテ贊成ノ意ヲ表シマス（拍手）

○議長（秋田清君） 勝正憲君

○勝正憲君 簡單デゴザイマスカラ議席ヨリ發言ヲ御許シヲ願ヒマス

○議長（秋田清君） 許可致シマス

○勝正憲君 通信事業ヲ特別會計ト致シマ

ニテ、其事業ノ合理化ヲ圖リ、且ツ長年月
ニ瓦ル計畫ヲ確立致シマシテ、此事業ノ施
設ノ改善ヲ致スト云フコトニ付キマシテハ、
何人モ異論ノアル筈ハナイノデアリマス
カラ、吾々ハ非常ニ贊成デアルノデアリマ
ス、唯考ヘナケレバナリマセヌコトハ、今
日我國ハ財政上非常ナル窮乏ノ立場ニ立テ
居リマス、其非常ニ窮乏シテ居ル所ノ
財政ノ、其歲入ノ極メテ大ナル部分ヲ占メ
テ居ル所ノ此通信收入、即チ昭和八年度ノ
豫算ニ於キマシテモ、二億四千万圓ノ通信
收入ガ豫算シテアルノデアリマス、即チ歲
入ノ大宗デアル所ノ租稅收入ノ五億九千万
圓ニ比較致シマスレバ、殆ド三分ノ一以上
ノ數字ヲ示シテ居リ、又此事業ニ屬スル所
ノ固定資產ヲ計算シテ見マシテモ、約七億
ニ達シテ居ル、非常ニ大キナモノノデアリマ
ス、斯ノ如キ重大ナル事業ヲ特別會計ト致
シマシテ、若シ會計ノ經理運用上宜シキヲ
得ザル場合ニ於キマシテハ、直チニ累ヲ一
般會計ニ及ボシマシテ、爲ニ我國ノ財政ニ
不測ノ缺陷ヲ生ズル虞ガアルノデアリマ
ス、ソレデ吾々ハ此特別會計ノ設定ト云フ
コト、同時ニ、其弊害ノ防止ト云フコ
トニ付キマシテ、十分ニ政府ノ覺悟ヲ
質サナケレバナラナカッタノデアリマ
ス、ソレデ吾々ハ特別會計ノ設定ニ件フ
所ノ最モ大キナル弊害ハ、直チニ人件
費ガ不當ノ膨脹ヲ來スト云フコトデアリマ
ス、之ニ對シマシテ遞信大臣ハ、是ハ極力
人件費ノ膨脹ヲ避ケルト云フ、ハキリシタ
答辯ヲセラレタノデアリマス、ソレカラ又
は常ニ容易クナル爲ニ、公債ノ發行ガ濫ニ
流レマシテ、累ヲ一般會計ニ及ボスノ處方

アル、ソレヲ防グノ覺悟ガアルカト云フコトヲ政府ニ質シマシタ所、遞信大臣ハ、ハッキリ之ヲ十分ニ防止スル覺悟ガアルト云フコトヲ答辯サレマシタ、又將來財政ノ必要上、郵便料金ノ増加等ノ場合ニ於キマシテハ、其收入ヲ一般會計ノ納付金ニ全部廻ス積リデアルカト云フコトヲ質問致シマシタ所ガ、是モ政府ガ確ニ左様ニ致スト云フクトノ答辯ガア、タノデアリマス、斯様ニ致シマシテ、吾々ハ此特別會計ノ設定ニ伴フ所ノ弊害ヲ、政府ガ十分ノ覺悟ヲ以テ防止スルト云フ言明ヲ得タノデ、其結果本案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス(拍手)

ヲ期待スルモノデアリマセヌ、ケレドモ財政ノ建直シト云フコトハ、當然目前ニ迫テ居リマスコトデアリマス、其際ニ於キマシテ、此通信事業ノ如キ社會ノ進運ニ伴ウテ增收ノアルベキ、彈力性ノアル所ノ財源ヲ、此際切離スト云フコトハ、一般會計ニ對シテ大ナル支障ヲ生ジ、財政ノ建直シニ對シテ大ナル支障ヲ生ジハシナイカト云フコトヲ縣念致シタノデアリマスガ、委員會ニ於ケル屢次ノ説明ニ依リマシテ、其縣念ハ一掃サレルコトガ出來タノデアリマス、即チ八千二百万圓以内ト云フ、通信事業ノ收入ヲ一般會計ニ繰入レラレル金額ハ、通信事業益金ノ全額デアリマシテ、又他日財政建直シノ時ニ、増稅ガ考慮サレル時ニハ、同時ニ通信料ノ値上ヲモ考慮サレルデアラウシ、サウ云フ場合ニハ更ニ繰入額ノ改訂ヲ行フテ、財政建直シニ支障ナカラシメルト云フ當局ノ態度モ判然スルコトガ出來タノデアリマスカラ、吾々ハ本案ニ賛成致ス者デアリマス、又遞信大臣ノ説明ニ依リマスレバ、特別會計ニナフタガ爲ニ、從業員ノ氣分ガ緊張シテ、能率ガ増進スル、仕事ガ合理化スル、經濟化スルト云フヤウナコトヲ仰セラレタノデアリマスガ、之ニ反シテ又反對ノコトモ吾々ハ憂慮セザルヲ得ナイノデアリマス、今日或種ノ特別會計ノ如ク、其特別會計ニ屬シテ居ル所ノ官吏若クハ現業員ノ待遇ガ、他ノ一般會計ニ屬シテ居ル所ノ官吏、官業勞働者ノ待遇ニ比シテ、非常ナ懸隔ガアル、斯様ナ狀態デアリマスルガ、遞信當局モ、最初ノ間ハ非常ニ緊張シテ居ラルルデアリマセウガ、將來他ノ特別會計ニアツタガ如ク、色々ノ待遇上ノ權衡ガ不權衡ニナルヤウナコトガアリマシテハ、其際ニ種

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナント認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍て直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

通信事業特別會計法案

第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第十九乃至第三十一ヲ繰上ゲ上程シ、逐次其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラマシタ、日程第十九及第二十ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナント呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十九、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案、日程第二十、鄉又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與未濟右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長松山常次郎君

第十九 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(宮川一貫君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(宮川一貫君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十五日

委員長 松山常次郎

報告書

一郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月二日

委員長 松山常次郎

衆議院議長秋田清殿

〔松山常次郎君登壇〕

○松山常次郎君 初ニ家祿賞典祿給與未濟

ニ關スル法律案ノ委員會ニ於ケル經過茲ニ結果ニ付テ御報告ヲ致シマス、明治初年ニ各藩カラ明治政府ガ引継ギマシタル士族及

卒族ノ家祿賞典祿ハ、明治九年ニ金祿公債ヲ以テ換算シテ交付セラレタモノデアリマス、其貴ヒ方ニ、貴ヒ不足ガアルト云

フ、ヤカマシニ議論ガアリマシテ、盛ニ請

願ガ出テ來タモノデアル、ソレヲ訂正スル

爲ニ、明治三十年法律第五十號ト云フモノ

ガ制定セラレタノデアリマス、此法律ノ實

施ニ付キマシテハ、明治四十二年法律第二

十一號、大正八年法律第三十四號ト云フモ

ノガ制定セラレマシテ、反覆丁寧ニ其實施

ニ付テ注意ガ加ヘラレタノデアリマス、所

ガ行政裁判所ノ判決ノ結果ニ依リマスルト、

此明治三十年法律第五十號ノ規定スル所ニ

依レバ、明治九年ノ金祿公債以後ノコトニ

付テ、是ハ規定シテ居ルモノデアブテ、明治

三年藩政施行カラ明治九年ニ至ル間ノ貰ヒ

不足ニ付テハ、之ヲ規定シテ居ルモノデナ

イカラ、如何トモスルコトガ出來ナイト云

フコトニナフテ居ルノデアリマス、即チ此法

律案ハ、明治三年カラ明治九年ニ至ル六箇

年半間ノ貰ヒ不足ヲ修正スル爲ノ法律案デ

ゴザイマス、之ニ付キマシテハ委員會ニ於テ

モ非常ニ委員諸君ガ熱心ニ審議研究ヲセ

ラレタノデアリマス、又民間ニ於キマシ

テモ、四十年來此問題ニ付テ研究ヲ致シ

テ居リマスル熱心ナル研究家ガアリマシ

テ、委員諸君ハソレ等ノ人ノ意見ヲモ徵

参考ニナルト思ヒマスカラ申上ゲマス、此

明治三十年法律第五十號ガ決リマシタ時

シ、非常ニ熱心ニ之ヲ研究致シタノデアリマス、是ハ既ニ衆議院ヲ通過スルコトガ四回、此度ハ五回目デアリマス、此情勢デ行キマスルナラバ、限リナク此法律案ガ出テ來ルト云フ虞モアルノデアリマシテ、何トカ之ニ付テ結束ヲ付ケタラドウカ

結果ニ付テ御報告ヲ致シマス、明治初年ニ各藩カラ明治政府ガ引継ギマシタル士族及卒族ノ家祿賞典祿ハ、明治九年ニ金祿公債ヲ以テ換算シテ交付セラレタモノデアリマス、其貴ヒ方ニ、貴ヒ不足ガアルト云フ、ヤカマシニ議論ガアリマシテ、盛ニ請願ガ出テ來タモノデアル、ソレヲ訂正スル

ト云フ委員諸君ノ意見ガ多カツタノデアリマス、其金額ニ付テ調べテ見マシタ所ガ、

明治三十年ニ制定セラレマシタル法律案ニ

居ルノデアリマス、然ルニ今日マデ之ニ支

出セラレタモノガ約五百万圓デ、約五百万

圓ト云フモノガ殘ルテ居ルノデアリマス、ソ

レカラ今行政裁判所ニ於テ尙ホ審理申ノモ

ノガ約三百万圓アルト云フコトデアリマス、ソレヲ見マシテモ、尙ホ二百万圓ノモ

ノガ殘ルテ居ルト云フ、斯ウ云フ事實ヲ確メ得タノデゴザイマス、ソレカラ明治三十年

法律第五十號ト云フモノハ、其書方ガ極メ

テ曖昧デアリ、明瞭ヲ缺クノデゴザイマ

ス、確ニ其制定當時ノ趣旨ニ反スル結果ヲ

見テ居ルコトハ事實デゴザイマス、其一例

ヲ申シマスレバ、此明治三十年法律第五十

號ガ實施セラレルヤウニナフテ、之ニ依テ

考ヘマシテ、委員諸君ハ、此際何トカシテ

此結果ヲ付ケタガ宜カラウ、斯ウ云フ意見

ガ多カツタノデアリマス、此意味ニ於テ委員

會ニ於テハ之ヲ通過セシムベキモノト云フ

意味ニ於テ、全會一致ヲ以テ可決致シタ次

第デゴザイマス

次ニ郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案ニ付テ御報告ヲ致シマス、

是ハ鹿兒島縣ノ士族卒ニ關スルモノデゴザ

イマス、鹿兒島縣ニ於キマシテハ、明治維新

ノ際ニ於テ郷及郷侍ト云フ者ガ城下侍ニ較

ベテ、其勤勞ニ對シテ酬ヒラレ所ガ少イ

ト云フ不平ガ非常ニ強カツタサウデゴザ

ス、明治三十年法律第五十號ガ制定セラレ

ルニ付テハ、是等ノ鹿兒島縣ノ人々ガ中心ト

ナツテ、之ニ付テ色々運動ヲ致シタサウデア

リマス、然ルニ此法律ガ先程申シマスヤウ

ニ、極メテ書キ方ガ曖昧アル爲ニ、其結

果ヲ見ルコトガ出來ナカツタ、即チ鹿兒島縣

ニハ郷祿高ト云フモノデアル、郷又ハ

町村ニ對シテ與ヘラレタ祿デアルカラ、士族卒ガ個人トシテ之ヲ請求スルコトガ出來ナイト云フ、行政裁判所ノ判決ノ結果ヲ見タノデアリマス、ソレデ折角骨ヲ折ッタ鹿兒島縣ノ郷侍ト云フモノハ、一文モ之ヲ貰フコトガ出來ナカッタ、ソレデ既ニ亡クナラレタ萩亮君ガ、此家祿賞典祿ト云フ、前ノ法律案ニ付テ非常ニ奔走ヲセラレタ、續イテ又寺田市正君ナド、鹿兒島縣ノ代議士諸君ガ、此問題ニ付テ永イ間盡力シテ吳レテ、段々研究ラシテ來ルト、家祿賞典給與未濟ニ關スル法律案デモ、鹿兒島縣ノ郷侍ハ貴フコトガ出來ナイト云フコトガ分ッテ來タノデ、茲ニ始メテ此法律案ヲ提出スルコトニナツタノデアリマス、即チ是ハ初メテ此處ニ出テ來タモノデアリマスケレドモ、サウ云フ經路ヲ以テ現レテ來タモノデアリマスカラ、是亦通過セシムベキモノト云フ意味ニ於テ、全會一致ヲ以テ委員會ハ可決ヲ致シタ次第アリマス、茲ニ之ヲ報告致シマス（拍手）

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案
第二讀會(確定議)
○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ
又、第三讀會ヲ省略シテ兩案共委員長報告
通り可決確定致シマシタ——日程第二十一、
大正七年法律第四十�號中改正法律案ノ第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求
メマス——委員長菅原傳君

第二十一 大正七年法律第四十三號中
改正法律案（地種變更免租年期ニ關
スル件）（木下成太郎君外十七名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一大正七年法律第四十三號中改正法律案
(地種變更免租年期ニ關スル件)（木下
成太郎君外七名提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和八年二月二十七日

委員長 菅原 伝

衆議院議長 秋田清殿

(菅原傳君登壇)

○菅原傳君 大正七年法律第四十三號中改
正法律案委員會ノ經過及結果ヲ簡單ニ申上
ゲマス、一體此四十三號ト云フノハドウ云
フ法律カト申セバ、北海道ニ於ケル國有地
ノ拂下ヲ受ケ、其土地ノ免租期間中ニ於テ
其土地ヲ開墾シ、或ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ
加ヘ、地目變換シタル場合ニ於テハ、更
ニ二十年間以内地種變更、免租期間ト云
フコトノ許可ヲ與ヘラレテアルノデアリマ
ス、是ハ四十三號ノ法律、ソレヲドウ云

フヤウニ改正スルカト申シマスレバ、御料地ノ場合ニ於テハ此事ガナインデアリマス、地種變更、免租期間ガ與ヘラレテナインデアル、是ハ甚ダ權衡ヲ失スル、故ニ御料地ノ場合ニ於テモ國有地、未開地拂下ノ場合ト同様ニ、地種變更、免租期間ヲ與ヘルコトニシタイト云ノフノガ改正ノ趣意デアルノデアリマス、此點ニ付テ政府委員トモ質問應答致シマシタガ、政府ニ於テモ大體此改正案ニ賛成ヲ表シタノデアリマス、是ニ於テ委員會ハ審議ノ結果、滿場一致此案ヲ贊成可決致シタノデアリマス、此段御報告致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナント認メマキ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナント認メマキ、仮テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

大正七年法律第四十三號中改正法律案
(地種變更免租年期ニ關スル件)
第二讀會(確定議)

第二十二 原蠶種國家管理法案（胎中楠右衛門君外一名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一原蠶種國家管理法案（胎中楠右衛門君外一名提出）

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月一日

委員長 武田德三郎

衆議院議長秋田清殿

〔別紙〕
（小字及一ハ委員會修正）

原蠶種國家管理法案中左ノ通修正ス

第一條 國ハ原原蠶種ヲ製造シ命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣又ハ自家用ニ限り蠶種製造者ニ之ヲ配付ス

主務大臣ハ必要ニ應シ適當ト認ムル設備ヲ有スル者ニ對シ原原蠶種ノ製造ヲ命スルコトヲ得

第二條 前 第一條ノ規定ニ依リ國ノ配付スヘキ原原蠶種ノ品種ハ蠶品種選定委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ定ム

蠶品種選定委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 主務大臣。蠶種製造者ノ保有スル
タル 蠶品種ヲ特ニ優良ト認ムル。トキハア
タル 蠶品種選定委員會ノ議ヲ經テ之ヲ第一
條ノ規定ニ依リ國ノ配付スヘキ原原蠶

種ノ 製造ノ用ニ供シテ 指定スルコトヲ得 獲種
製造者ニ非サル者ノ選出シタル鑑品ニシ
テ 優良ナリト認ムルモノアルトキ亦同シ
買收竝其ノ價格ニ關シ必要ナル事
前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル鑑品
項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
種ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國ニ於テ之
ヲ買收スルコトヲ得

ス、今申上ゲタ過程ニ依フテ、強健ニテ優良ナル蠶種ヲ一般ニ配付シテ、其結果生蠶ヲ統一シ、以テ生絲ノ品質ヲ統一シヨウト云ノガ此法案ノ目的デアルノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ委員諸君ハ極メテ熱心ニ、又有益ナル質問應答ヲ提案者竝ニ政府トノ間ニ致サレマシタ、詳細ナルコトハ速記錄ニ於テ御承知ヲ願フコト、致シマシテ、其重要ナル質問應答ノ一二ヲ御紹介スルニ止メタイト存ジマス

第一ハ、此法案ニ依フテ蠶種ヲ統一スルト云フコトデアルガ、其目的ハ單ニ蠶種ノ統一ニ止マルノデアルカ、或ハ中小蠶種業者ヲ救濟スルノ意味ヲモ含シテ居ルノデアルカト云フコト、今一つハ之ニ依フテ生産制限ヲ企圖スルモノデアルカドウカ、斯様ナ質問デアリマス、之ニ對シテ提案者ハ、主ナル目的ハ勿論蠶種ノ統制ニ依フテ生蠶ヲ統制シ、ソレヲ原料トスル所ノ生絲ヲ統一スルノデアル、併ナガラ其結果ハ蠶テ中小贊種製造業者ヲモ救濟スルコトニ相成ルデアラウ、今日ノ蠶種製造者ト云フモノハ、大製造者ニ壓迫サレテ、非常ナ困難な状態ニナフテ居ル、其困難ナ状態ニ陥テ居ル所以ノモノハ、大ナル蠶種製造業者ハ、同時ニ製絲業者デアフテ、サウシテ自己獨特ノ品種ヲ持フテ居ルノデアル、而シテソレヲ祕密ニシテ、一般ニ配付スルノ機會ヲ與ヘナイノデアル、而モ資力十分デアルカラ宣傳ニ多大ノ金ヲ使フ爲ニ、中小蠶種業者ハ非常ナ壓迫ヲ蒙フテ居ルノデアル、然ルニ本案ヲ實行サル、上ニ於キマシテハ、其原原種ヲ國家ガ配付シテ、之ヲ先程申上ゲタヤウナ過程ニ於テ、蠶種製造者ノ手ニ入ル、コトガ出來ルノデアリマスカラ、結局

同一ナ原原種ヲ用ヒテ、サウシテ熱心ニ其技術ニ熟練シテ居ル人デアリマスルナラバ、如何ナル小資本ノ蠶種業者ト雖モ、其業務ヲ繁榮セシムルコトガ出來ルコトニ相成ルカラ、其結果ト致シマシテ、中小蠶種業者モ同ジク救ハル、コトガ出來ル結果ニ相成ル、第三ハ、此法案ニ依フテ生産ヲ制限スル目的ガアルカドウカト云フコトニ於キマシテハ、原原種ト云フモノハ蠶種ニナルマデニ三四年ノ間ヲ經ルノデアリマスルカラ、原原種ヲ國家ガ製造スルト云フコト自身ヲ以テ、生産ヲ制限スルト云フコトハ困難デアル、併ナガラ政府ニ本案ノ第八條ニ於テ、必要ノアル場合ニ於テハ、政府ハ養蠶ニ向テ相當ナ制限ヲ加ヘルコトヲ得ルト云フ權限ヲ與ヘテ居ルノデアリマスルカラ、此法律ノ効キニ依フテ、是非其必要デアルト云フヤウナ時期ノアル場合ニ於テハ、生産ノ制限ヲ爲スコトモ出來ル、併ナガラ是ハ餘程非常ノ場合デナケレバ此法律ノ効ヲ發動スル意味ハナイノデアリマス、ケレドモ此養蠶界ノ事情ニ於テ、或ハ左様ニ場合ガナイトモ限ラナイノデ、サウ云フ權限ヲ政府ニ與ヘル意味ノ條項ガアルカラ、此法案ニ於テ必要ナ時ハ、生産制限ト云フコトノ意味ノ含マレテ居ルコトハ事實デアル、併ナガラ本案ノ主要ナ目的ハ其處ニアラズシテ、最初ニ申上ダタ通り、蠶種統制ニ依テ蘿ヲ統制シ、同時ニ生絲ヲ統制ノ統制ヲ必要ト認ムルヤ否ヤト云フコトガフ答辯デアフタノデアリマス、次ノ質問ハ政府ニ對スル質問デアリマシテ、政府ハ蠶種ノ統制ノ統制ヲ必要ト認ムルヤ否ヤト云フコトガラバ、政府ハ例故ニ此法案ト同様ナ法律案

ヨリ本期議會ニ提出シナカツタカ、昨年第六十
三議會ニ於テ、同ジク原蠶種ノ法案ガ審議
サレタ場合ニ於テ、委員會ニ於テ此事ヲ政
府ニ質問シタ場合、出來得ルダケ早キ時期
ニ於テ提案スルト云フコトヲ政府ハ言、タ
デハナイカ、然ルニ此度此提案ヲ見ナイト
云フコトハ甚ダ遺憾デアルガ、政府ノ意見
ハドウデアルカト云フ質問ニアタノニア
リマス、此質問ニ對シテ農林大臣ノ答ハ、
政府モ蠶種ヲ統制スルト云フコトハ、我國
蠶業界ノ現状ニ於テ極メテ必要デアルト云
フコトヲ認メル、併ナガラ今日直チニ提案案
ヲシナカツタト云フ理由ニ付テハ、蠶業界ノ
前途ニ於テハ非常ナ憂慮スペキモノガア
ル、深ク此根本ニ立歸テ見直シテ研究ヲシ
ナケレバ、ナラナイヤウナ實情ニアルト思フ、
左様ナ意味合ニ於テ、政府ハ未ダ確信アル
成案ヲ得ナイノデアル、ソレ故ニ遺憾ナガラ
ラ本期議會ニ提案スルコトガ出來ナカツタ
ノデアル、斯様ナ答辯ガアタノニアリマ
ス、此答辯ニ對シテ委員諸君ノ多數ハ、極
メテ不満足ナ意ヲ表明セラレテ、政府ハ既
ニ蠶種統制ノ必要ヲ痛感シテ居ルト云フコ
トヲ言明シテ居リナガラ、蠶絲業ノ根本ノ
方針ニ於テ見直スノ必要ガアルカラ、此法
案ヲ出サナイト云フコトハ理由ニナラヌデ
ハナイカ、統制ガ既ニ必要デアルト云フコ
トデアルナラバ、統制ニ關スル法律ヲ成立
セシメテ置イテ、而シテ其統制ハ如何ナル
方面、如何ナル目標ニ向テ之ヲ行フノデ
アルカト云フコトハ、徐ロニ研究シテ差支
ナイコトデアル、既ニ統制ノ必要ヲ認メテ
置キナガラ、其統制ニ關スル法律ヲ提案シ
ナイト云フコトハ、農林大臣トシテ蠶絲業
ノ發達ニ向テ極メテ不熱心デアルト言ハ

業ノ根本ハ非常ナ困難ナ状態ニ立至シテ居シナイト云フコトハ、甚ダ怠慢ニアフ、蠶絲業者トシテハ遺憾ニ堪ヘナイト云フ質問ガア、タノデアリマスガ、政府ハ依然トシテ先程申上ガタヤウナ前言ヲ繰返シテ居ルニ止マテ、居タト云フ事實ニアリマス、左様ナ次第デアリマシテ、次ニ討論ニ移タノデアリマス、討論ニ際シマンテ政友會ノ生田君ヨリ修正ノ動議ガ提出サレマシタ、ソレハ第一條ノ二項ト致シマシテ「主務大臣ハ必要ニ應シ適當ト認ムル設備ヲ有スル者ニ對シ原原蠶種ノ製造ヲ命スルコトヲ得」ト云フニ項ヲ加ヘタイト云フ修正ニアリマシタ、其修正ノ趣旨ハ本案ノ原案ニ於キマシテハ、ヲ有ツテ居ルモノハ澤山アル、ソレ等ニ對シ原原蠶種ハ總テ國家ガ獨占的ニ製造スルト云フコトニ相成テ居ルノデアリマスガ、現在ノ蠶種製造界ニ於キマシテ相當ナ設備ヲ有ツテ居ルモノハ澤山アル、ソレ等ニ對シテ政府ハ原原種ノ製造ヲ委託スルト云フコトニ致シマスルナラバ、現在アル所ノ設備ヲ無用ニシナイト云フ利益ガアルト同時にニ、政府ニ於キマシテモ過渡的ノ施設ト致シマシテ、差當リノ費用ヲ減ズルコトヲ得ルノ便利ガアル、斯様ナ理由カラ此修正案ガ提出サレタノデアリマス、尙ホ原案提出ニアル通りニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、而シテ委員諸君モ此修正ヲ認メテ、其正ニ闘スル提案ガアリマシタ、是ハ此報告修正サレタモノヲ原案トシテ認ムルコトニアル通リニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、其結果ト致シマシテ、

テ、討論ニ移リマシテ、生田君ノ修正ニ對シテ討論ヲ致シタノアリマスルガ、加藤
知正君ハ斯様ナ希望ヲ述べテ此修正案ニ賛成ノ旨ヲ表サレマシタ、ソレハ、今日ノ我
國ノ養蠶業ニ於キマシテ、養蠶指導員ト云フモノハ極メテ必要デアル、然ルニ各町村
ニ於テ此養蠶ノ指導員ト云フモノハ十分ニ

二 政府ハ人造絹絲ノ急速顯著ナル發展ニ鑑ミ速ニ天然絹絲ノ新ナル科學的經濟的綜合研究ニ對シ最善ノ施設ヲ爲ス
（拍手）

二 政府ハ人造絹絲ノ急速顯著ナル發展ニ鑑ミ天然絹絲ノ新ナル科學的經濟的綜合研究ニ對シ最善ノ施設ヲ爲ス
斯様ナ附帶決議ヲ以テ滿場一致可決ニ成^タタ次第アリマス、右御報告申上ゲマス
○議長(秋田清君) 通告順ニ依リ、討論ノ爲ノ發言ヲ許シマス——生田和平君
(拍手)
ヘシ
○生田和平君 只今議題ニ相成テ居リマス所ノ、原蠶種國家管理法案ニ對シテ、委員長ノ報告ノ通り贊成ノ意ヲ述ヘル者デアリマス、極ク簡単ニ申上ゲマス、蠶絲業ハ我國ノ重要産業デアルコトハ、私ガ申上ゲルマデモアリマセヌ、其盛衰ハ直ニ國民經濟ニ影響スル重大問題デアリマス、殊ニ三千万民衆ノ多大ナル關心ヲ有ツモノデアリマス、生絲ハ今國際商品トシテ如何ナル地位ニアルカト申シマスレバ、世界ニ於ケル輸出國ト致シマシテハ、日本ガ第一デアリマス、併ナガラ其内容ニ至リマシテハ、實ハ疲弊困憊氣息奄々タルモノガアルノデアリマス、何故斯様ニ相成^タカト云フコトヲ検討致シマスレバ、第一ニ内ニアリマシテハ、多年明治、大正ヲ通ジテ餘リニモ好ケテ居^タコトガ大ナル理由デアリマス、然ラバ如何ニスレバ宜イカト申シマスレバ、先ヅ第一ニ此無秩序、無統制ヲ整理スルト云フコトハ、今一つハ人造絹絲ニ對抗スル策ヲ立テルコトヨリ外ニナイノデアリマス、斯様ニ考察ヲ致シマスルト、

本案ノ必要ハ自ラ認識セザルヲ得ナイコトニナルト考ヘルノデアリマス、諸君、生絲ノ最大需要國タル米國、此米國ノ機業家ハ我ガ生絲ニ對シ如何ナル事ヲ要望シテ居ルノデアリマセウカ、其一つハ纖度ノ均齊デアリマス、第二ノ點ハ生絲ノ價額ノ安定デアリマスケレドモ、今米國ニ於ケル價額ハドウ云フ關係ニナフテ居ルカト申シマスレバ、御承知ノ如ク今ヨリ數年前ニハ、人造絹絲ト我ガ生絲トノ價額ノ差ハ、一對四デアツタ、即チ生絲ノ價額ノ四分ノ一デアリマシタガ、最近ノ亞米利加ニ於ケル生絲ト人造絹絲ノ價額ノ差ハ生絲ニ對スル二分ノ一ニナフテ居ルノデアリマス、ソコデ米國ノ機業家ハ、只今ハ決シテ生絲ノ高イコトヲ憂ヘシシテ、寧ロ其價額ノ高低甚シク、常ニ不安ト危險トニ襲ハレテ居リマシテ、安ンジテ機業ニ就クコトが出來ヌト云フコトヲ主張致シテ居ルノデアリマス、故ニ我國ト致シマシテハ、纖度ノ優良絲ヲ出スト云フコト、價額ノ安定ト云フコトニ力ヲ注ガナケレバナラヌト信ズルノデアリマス、原蠶絲會管理法案ナルモノハ、實ハ既ニ天下ノ輿論ハ決シタ申シテモ差支ナインデアリマス、昨年六十三議會後、政府ハ國家管理法案ト題スル七項目ニ瓦ル諸問案ヲ、中央蠶絲會ニ交付シ、中央蠶絲會ハ學者、銀行家、當業者ノ權威ヲ集メマシテ、連日審議ヲ遂ゲマシタ結果、成案ヲ得テ政府ニ答申致シテ居リマスルコトハ、皆様御承知ノ通リデアリマス、其内容ハ本案ト殆ド大差ナインデアリマシテ、

附帶決議
政府八蠶

數 三

二 敷

當業者間ニ於ケル先づ一致セル意見ト見テ
差支ナインデアリマス、世上偶ニ異論ヲ挾
ム者モアリマスケレドモ、ソレハ單ニ個人
ノ利害問題ヨリ發足シテ居ル、殆ド取ニ
足ラザル議論デアルト私ハ考ヘテ居ルノデ
アリマス、昨年當議會ニ於キマシテ、製絲
業法ノ附帶決議事項トシテ、次期ノ議會ニ
本案ヲ提出スルコトヲ促シ、政府亦之ヲ同
意致シテ居ルニモ拘リマセズ、遂ニ其提出
ヲ見ナカタノデアリマス、吾々同僚ノ質問
ニ對シマシテハ、農林大臣ハ時流ニ超越セ
ル政策ヲ持テ居ル如ク仄メカシ、或ハ持タ
ザルガ如キ言葉ヲ用ヒ、或ハ蠶絲業ニ對シ
テ理會ヲ持チ、認識ヲ持テ居ル如クニモ言
ハレルノデアリマスガ、又ソレガ無イヤウ
ニモ見エルノデアリマス、至極曖昧模糊タ
ル言葉ヲ以チマシテ、本議會ニ製絲業統制
案ヲ出サヌコトヲ申譯フシテ居ルノデアリ
マス、本員等ノ洵ニ遺憾トスル所デアリマ
ス、今ヤ我ガ蠶絲業ハ世界的不況ノ外ニ、
人造絹絲ノ重壓ヲ受ケ、最近實ニ米國ノ經
濟恐慌ノ爲ニ、更ニ憂フベキ狀況ニアルノ
デアリマス、此時ニ當リマシテ、斯業ノ亂
雜無統制ハ、愈々之ヲ混亂ニ導キマシテ、其
不利實ニ算フルニ違ナインデアリマス、斯
様ナ次第デアリマスカラ、本案ハ時代ニ
適切ナル最モ必要ナル案ト存ジマスルカ
ラ、速ニ全會一致ヲ以テ御賛成アランコト
ヲ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 百瀬渡君

(百瀬渡君登壇)

○百瀬渡君 本員ハ原蠶種國家管理法案ノ
上程サレマシタル此場合ニ於キマシテ、委
員會ノ修正並ニ附帶決議案ニ對シテ、贊成
ノ意見ヲ簡單ニ申述ベントスル者デアリマ

ス(拍手)原蠶種ノ國家管理ハ、當業者ハ勿論、
斯業關係各種團體ノ要望スル所デアリマシ
テ、曩ニ農政審議會時代ニ於キマシテ、國家
管理ニ對スル審議ヲ幾回トナク重ねタル結
果、農政審議會ニ於キマシテモ、國家管理ノ
必耍ヲ認メ、殊ニ先刻委員長ノ報告モアリ
シ如ク、前議會ニ於キマシテ、政府ハ來ル
ベキ議會ニ於テ、必ズ其提案ヲスルト云フ
コトヲ言明サレマシタニモ拘リマセズ、今
日ニ至ルモ未ダ其發案ヲ見ザルコトハ、洵
ニ貿易ノ大宗タル蠶絲業ノ現在及將來ニ對
シテ、甚ダ遺憾トスル所デアリマス、斯ノ
如キ經緯ニアルニモ拘ハラズ、何故ニ政府
ハ是ガ發案ヲ躊躇シテ居ルカト云フコトニ
付キマシテ、委員會ニ於テハ、屢々政府當
局ニ質シタノデアリマスルガ、政府當局ト
致シマシテハ、現在ノ蠶絲業及將來ノ蠶絲
業ニ想到スル時ニ、既定ノ方針若クハ現在
政府ガ持合セテ居ル所ノ既定計畫ノミニ
アルカドウデアルカ、今日ノ蠶絲業ノ狀態
及將來ノ蠶絲業ニ付テ、更ニ々々一層進ン
ダル所ノ調査研究ヲ遂ゲテ、而シテ根本政
策トモ謂フベキモノヲ樹立スル必要ガアル
デハナカラウカ、斯様ナ見地ヨリ目下折角
考慮中ニ屬シテ居ルノデ、旁々發案ヲ見ル
ニ至ラナカタ、斯様ナ辯明ヲサレテ居ルノ
デアリマス、洵ニ其通りデアリマシテ、私
ハ今日ノ我國ノ蠶絲業ハ全ク危機ニ直面シ
組合ノ機能ヲシテ、遺憾ナカラシムルト云
ノデアリマス(拍手)殊ニ我國製絲ノ唯一ノ
需要地デアリマスル所ノ、米國ニ於ケル經
濟狀態ノ動搖ハ、如實ニ之ヲ物語ルニ餘リ
アルモノト謂ハナケレバナラナイノデアリ
マス(拍手)斯様ナ場合デアリマスルカラ、
ド

養蠶業ヲ以テ專業トスル所ノ農村ハ勿論ノ
コトデアリマス、又養蠶業ヲ以テ唯一ノ副
業トシテ居リマスル所ノ農村ニ於キマシテ
モ、洵ニ昨今不安ニ襲ハレマシテ、前途ヲ
甚シク憂慮シツ、アルノデアリマス、デア
リマスルカラシテ、政府當局ト致シマシテ
モ、此場合ニ決シテ晏如タルヲ許サナイン
デアリマス、政府ハ進ンデ自ラ全國二百數
十万ノ養蠶家ノ爲ニ、茲ニ根本的蠶絲業ノ
政策ヲ樹立致シマシテ、其嚮所ヲ示シ、
而シテ之ヲ指導スルト云フコトガ、最モ喫
緊ノコト、存ズルノデアリマス(拍手)殊ニ
最近ノ情勢カラ見マシテ、蠶絲業ノ改良ス
ベキ、即チ改善スペキ點ハ多々アルノデア
リマスルガ、就中數百種ニ瓦ル所ノ蠶品種
ノ、此雜駁ナル所ノ種類ヲ整理統一ヲ致シ
マシテ、優良ナル蠶品種ニスルト同時ニ、
一面ニハ更ニヨリ以上ノ優良蠶種ヲ發見ス
ルコトニ努メナケレバナラナイノデアリマ
シテ、番ニ優良品種ヲ產出スルニ努ムルノ
ミナラズ、一面ニハ非常ノ場合ヲ豫想致シ
マシテ、生産ノ制限ニモ備ヘナケレバ
ナラナイノデアリマス、此意味ニ於キ
マシテ、蠶種ノ國家管理ハ洵ニ目下蠶絲業
ノ喫緊事デアリ、而シテ急要事デアルト
吾々ハ信ズルノデアリマス(拍手)更ニ吾々
ハ蠶絲業政策ノ根本ヲ樹立致シマシテ、一
組合ノ機能ヲシテ、遺憾ナカラシムルト云
ノデアリマス(拍手)殊ニ我國製絲ノ唯一ノ
需要地デアリマスル所ノ、米國ニ於ケル經
濟狀態ノ動搖ハ、如實ニ之ヲ物語ルニ餘リ
アルモノト謂ハナケレバナラナイノデアリ
マス(拍手)斯様ナ場合デアリマスルカラ、
ド

テ居ルノデアリマス、而モ近年人造絹絲ハ
異常ナル所ノ發達進出ヲ致シテ居ルノデア
リマス、之ニ對シマシテ、我國ト致シマシ
テハ、ドウシテモ天然絹絲ノ進ムベキ道
ヲ——方策ヲ講ズルノガ必要デアリマス
ル、即チ一面ニハ科學的ニ、又經濟的ニ、
綜合的研究ヲ必要トスルノデアリマス、此
故ニ吾々民政黨ト致シマシテハ、委員長ノ
報告通り、番ニ是等ノ重點ヲ希望ニ止メズ
シテ、附帶決議ト致シテ、而シテ委員會ハ
全會一致ヲ以テ修正竝ニ附帶決議ヲ決定シ
タヤウナ次第デアリマス、何卒御賛成アラ
シテ、附帶決議ト致シテ、而シテ委員會ハ
ノコトヲ希望致シマス(拍手)甚ダ簡単デハ
アリマスルガ、以上ヲ以チマシテ賛成ノ意
見ト致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 小山谷藏君

(小山谷藏君登壇)

○小山谷藏君 私ハ只今委員長ノ報告ヲ拜
聽致シマシテ、感激ノ餘リ、今此演壇ニ
立テ簡単ニ賛成ノ意ヲ明ニ致シタイト思
フノデアリマス、委員長ノ報告ヲ拜聽致シ
マシテ、政府ハ此農村ノ最モ重大ナル問題
ノ一ツデアル蠶絲業、蠶種問題ニ關シ、未
ダ其成案ヲ得ナイ、蠶絲業ニ關シテハ根本
的ノ研究ヲ致サナケレバナラヌガ、未ダ其
成案ヲ得ナイ、故ニ政府案トシテ之ヲ提出
スルニ至ラナカタト云フコトヲ聞クニ至
テハ、眞ニ後藤農林大臣ノ爲ニ之ヲ惜ム入
デアリマス、私ガ申上ゲルマデモナク、本
日吾々ハ高橋大藏大臣ヨリ、亞米利加ノ金
禁止ニ關スル報告ヲ拜聽致シタノデアリマ
ス、吾々ガ此報告ヲ拜聽スルト同時ニ、直
チニ聯想致シマスル問題ハ、我國農村ノ所
謂貨幣經濟ノ根本ヲ成ス此蠶絲、生絲ノ問
題ガドウナルカト云フコトデアリマス、ド

ウシテ昨年ノ九月所謂農村救濟ノ臨時議會ヲ召集サレナケレバナラヌ、狀態ニ陥タノデアルカ、私ガ申上ゲル迄モナク、農村、殊ニ繩生絲ノ暴落ト云フコトガ、遂ニ長野縣其他所謂養蠶經濟ヲ主トシテ居リマスル所ノ農村地方ノ疲弊困憊ガ、臨時議會ヲ召集シナケレバナラヌト云フ事態ニナッタコトハ、私ガ申上ゲル迄モナイノデアリマス、而シテ時恰モ吾々ハ本日此議場ニ於テ、

高橋大藏大臣カラ亞米利加ニ於ケルアノ金融恐慌ノ狀態ノ報告ヲ聽キマシタ時ニ、日本同ウシテ此案ガ今上程セラレ、而シテ委員長ノ報告ヲ伺ヒマスルト云フト、政府ハ何等ノ準備ガナイト云フ、怠慢モ茲ニ至テ極マレリト謂ハナケレバナラヌノデアリマス、而シテ此重大ナル問題ヲ審議セント欲スル時ニ、私ハ委員長ニ對シテ、時ガ時デアルガ故ニ、詳細ナル報告ヲ求メタ時ニ、委員長ノ報告ヲ簡單々々トハ何タル態デアリマセウ、私ガ憂フルノハ、亞米利加ノ今日ノアノ所謂金融恐慌ハ、明日直チニ我國ノ農村ニ反映シテ、又再び農村救濟ノ臨時議會ヲ開カナケレバナラヌト云フコトヲ憂フルノデアル、私ハ此意味ニ於テ本案ニ熱烈ナル贊意ヲ表シ、提案者諸君ニ對シテ能ク此案ヲ出シテ吳レタ、而シテ委員諸君ガアノ附帶決議ヲ以テ之ヲ決定セラレタル其勞ニ對シテ感謝ヲ表スル、政府ハ必ズヤ之ヲ實行スルト云フ決心ヲ以テ、所謂此案ヲ熱心ニ御考究アランコトヲ切望致シマシテ、茲ニ贊意ヲ表スル者デアリマス（拍手）

○議長（秋田清君） 討論ハ終結致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

衆議院議事速記録第二十二號中正誤

四三九 頁 段 行 誤 正
四二四 資本在荷 資本在荷

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メタス、假テ本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○原蠶種國家管理法案 第二讀會（確定議）

○議長（秋田清君） 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○上田孝吉君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時二十分散會

